

「企画調査会の審議のまとめ（たたき台）」に関する意見募集で寄せられた御意見について

提出意見数 合計 56 件

※とりまとめの都合上、御意見を整理しております。

No.	お寄せいただいたご意見
1	5 ページ「(2) 多様な文化財の保存・活用について」の中で生活文化についての記載がありますが、生活文化の中には当然和装も含まれると理解しています。 昨年行われた即位の礼をご覧になった多くの国民が、日本の民族衣装であるきものの優美さや奥深さに感動し、きもの文化を後世にまで伝えていくことの必要性を再認識されたと思います。 また、本来であれば、本年夏に開催される予定であった東京オリンピック・パラリンピックにおいて、日本の伝統文化の象徴ともいえるきものを世界に発信する絶好の機会でした。 きものは大切に守り育て後世に引き継いでいくべき日本の宝であることは、ほとんどすべての国民が認めているところです。 しかしながら、その作り手である職人の高齢化が進み、後継者の育成が大きな課題となる中、追い打ちをかけるように、今年の新型コロナウイルス感染症の拡大により産地は大きな打撃を受けており、きもの文化の未来への継承が危機的な状況にあります。 つきましては、生活文化の例示として、茶道、華道、書道、食文化が挙げられていますが、「和装」についても明記していただくとともに、早急に実態調査を進めていただきますようお願いいたします。
2	資料を拝見すると、「無形文化財」の国による登録制度において「生活文化」が主要な対象候補の 1 つとなっています。現段階では、その内容は「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化」となっていますが、その他の主要なものの最たるものに「温泉文化」があると思います。ぜひ、「温泉文化」を主要な「生活文化の一つ」として明示していただきたく思います。
3	1 新型コロナウイルスの感染症の感染拡大により、文化財の継承のための活動が十分ではなく、危機的状況と指摘した上で、また、過疎化や少子高齢化等による文化財の継承の課題が触れられているが、これらは、別個の問題ではなく、過疎化や少子高齢化等による文化財の継承の課題に対処しているところに、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大が起こり、事態が深刻化しているということを述べるべきである。 長期的に重要な問題を先に説明し、今回の事態（せいぜい数年の短期的な課題）がより困難な状況を招いているとの認識及び論理がよいのではないか。 文化財としての価値が定まっていない分野や歴史が浅く学術的な蓄積が十分ではない文化財についての指摘があり、より適切な方策と述べられているが、文化財の把握や価値の判断、学術的な対処について具体的な対策が示されていない。

2 (1)登録無形文化財制度と登録無形民俗文化財制度を創設することには賛意を表する。その説明として有形文化財については既に登録制度があり、機能していると述べられているが、記念物についても登録制度があり、これがよく機能しているという説明がなければ、説得力がないので、記念物の登録制度について現状の評価を述べる必要がある。

有形文化財と無形文化財とを比較するだけでなく、文化財全般について俯瞰する視点を加えることが、説得力を高めるのではないか。

記録選択とは別の制度として新たに無形の文化財の登録制度を創設することは、意義があるとされていることには賛意を表するが、記録選択について、「指定制度と異なり一過性のものなので、当該文化財を継続的に保存するものとはなっていない」との記述は、記録選択の意義を否定的にとらえすぎであり、積極的な評価を加える必要がある。

無形の文化財は、継承者、材料等の維持が困難になり、途絶える恐れがあるので、指定、登録の制度に加え、記録選択を行っておくと、将来、途絶えたものを富貴させようという時の道しるべになることも期待される。そのような意味で、記録選択は、指定、登録を補完する不可欠な仕組みであることを記述してはどうか。

(2)比較的最近成立した無形の文化財や生活に関わる伝承、最近制作された美術品について、文化財の保護の対象として考えていくべきことが示されている。このことは、文化の変遷、変貌の状況を見極めながら、「特性を伸長、かつ的確に把握する」ことが大前提であり、拙速は避けなければならない。

その際、当然のことながら、文化財保護法第2条の文化財の定義に変更はないことは必要ないか。

「現代アート作品」について記述があるが、現代アートと言っても多種多様で定義もはっきりしない用語は避けるべきではなかったか。制作されてからあまり時間が経過していない作品についてまで、文化財の保護の対象とするような見解は、文化財保護法の趣旨に反し、不適切である。

制作されてからあまり時間が経過していない作品については、様式、型などの伝統文化継承の観点がはっきりせず、個人の魅力を表現していても、何らかの文化財の分野、種類にはなっていないと考える。

このような美術作品については、文化財保護ではなく、まずは、芸術文化全体の施策、例えば、表彰、美術品の買い上げなど、により、支援すべきである。

時間の経過を経て、文化財として評価が定着するようになったものについて、文化財の保護を与える必要がある。

3 今回創設する無形の文化財を含む登録制度について、文化財の保護法の改正が提案されるものとするが、この機会に、文化財についての調査を積極的に行うべきとする根拠規定を文化財保護法に加えてはどうか。

文化財についての所在、保存状況等の調査を的確に進めることにより、文化財保護制度を充実すべきことは、何度か記述されており、国や地方公共団体が文化財の調査を前広に進めるべきことを文化財保護法に加える必要がある。

併せて、文化財についての学術研究を積極的に行い、また、支援する必要がある旨の規定を加えることが適切であるとする。

	指定、登録等の文化財保護に関わる手続等を進めるには、地域住民の声だけではなく、最終的には、学術的見地からの専門家の評価がなければならないので、文化財に関わる学術の振興は、極めて重要である。 平成29年12月8日の答申には、人材や原材料等、環境保全の適用など文化財の周辺環境を含めて一体的に保全する仕組みなどが検討課題であると示されている。これらの検討を速やかに開始していただきたい。
4	6頁31行目以降（生活文化等） 「全国的に広がりのある物と地域的な特性を有するものが混在する（中略）といった視点にも留意する必要がある」とあり、その後に「書初めや七夕等の行事のさらなる支援」と具体例が挙げられています。書初めや七夕は一例として挙げられたと思われますが、これらにも地域性や多様性があるはずで。例えば全国的に節分の日に豆まきをしますが、豆まきをしない地域があるのも確かです。生活文化については、その有無や成り立ち、継続されてきた経緯などを慎重かつ的確に把握する必要があると思います。 7頁35行目？8頁（3）地方公共団体における登録制度について 地域計画の策定や地方公共団体の登録制度などあらたな施策についての提言がありますが、都道府県あるいは市町村指定の文化財、特に建造物の保存が困難な事例が今後多発すると予想されます。（京都府京丹後市の丹後震災記念館、神谷神社参考館など）地方公共団体の予算不足等により、放置されている文化財が発生していないか、建造物以外も含めて改めて現状の把握が必要だと思います。 9頁30行目以降（地方公共団体の体制充実） 「地方公共団体における文化財の各分野の専門人材の不足」とありますが、地方公共団体（主に市町村）で、「各分野」の人材を確保するのは至難の業です。国や都道府県、あるいは国立博物館等では、それぞれの分野の人材を配置することは可能であり、必要性もあると思います。（都道府県でも各分野確保するのは難しいでしょうが。）しかし最前線ともいえる市町村では、「各分野」それぞれの人材を配置するというよりか、個々の専門性を持ちながら、専門分野以外のことについては、課題や問題を発見したら国や都道府県、または大学の専門家に繋げることでできる人材が必要だと思います。残念ながら、市町村に配置されている数多くの埋蔵文化財を専門とする担当者の中には、他の分野について関心を持たない人材がいることを念頭に置きつつ人材の配置を考えることが必要だと思います。
5	文化財を広義（必ずしも文化財保護法上の定義に限らず、一般的に、文化活動により作り出された文化的価値を有する事物や事象を指して用いられることもある）にとらえて検討していることに違和感があります。現代アートまでカバーしようとしているのは、先般の「愛知トリエンナーレ」で展示されていた昭和天皇を侮辱するようなものさえ、「海外において高く評価される可能性がある」との名目で文化財扱いされるようなことがあったら論外です。

	そもそも現代アートは「文化財」として保護の対象にする必要があるのか疑問ですし、誰がどのような基準で現代アートを「文化財」と判断するのでしょうか？ コロナ騒ぎの影響を受けている芸術・音楽活動の保護は「文化財」としてではなく、「コロナ騒ぎにより被害を被っている経済・文化活動の支援策」として実施すべきものです。
6	地元にある寺社の一部が、かつて史跡をして指定されていたそうだが、その後、指定は解除されたままとなっている。 市役所の文化財課へ相談に行ったものの、「直接的な資料が無い」とのことで、掛け合っただけでなかった。 市の歴史を物語る貴重な建造物や仏教美術を後世に継承したいと願う一市民として、地方自治体の熱意をあまり感じられない現状をどのように受け止めてよいのか戸惑っている。 せめて、登録するための方法について、具体的なアドバイスをしていただけたらありがたい。
7	・9 頁 30 行目以降の地方公共団体における専門人材の確保について、広域の事務組合による人材プールなどの手法も含め、多様な手法の開発と力強い財政支援が重要と考える。 ・10 頁 22 行目以降の部分については、「生活文化」のくくりを拡大し、文化財保護法の精神に立ち戻り、「生活文化を含む未指定文化財全般」の調査と保護を検討する方向を望みたい。
8	「企画調査会における審議のまとめ（たたき台）」を読みました。登録無形文化財の考え方など、大変結構に存じます。この際、是非ともお願いしたいことがあります。 登録無形文化財の枠組みに「生活文化」が加わるのであれば、文化財保護法の指定無形文化財の対象の方にも「演劇・音楽・工芸技術【生活文化】その他…」と生活文化の文言を加え、指定と登録との整合性を持たせると同時、将来、登録より指定へ移行する可能性があることを示すべきではないか、という点です。今回、登録制の拡大に伴う文化財保護法改訂に当たって、指定の方も併せて、将来に可能性を持たせるようお願いいたします。
9	2（2）について 「生活文化」という言葉が何を指すのか分かりにくいと思います。 例えば、囲碁や将棋などは含まれるのでしょうか。 法律には、「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう」と明記されており、1 ページにもそのことが記載されていますが、もう少し、具体例を増やした方が分かりやすいと思います。 いろいろ調べてみると、平成 2 8 年 2 月 1 7 日の報道発表資料「別紙 2」や、「平成 2 7 年度伝統的生活文化実態調査事業報告書」には、もっと詳しく例示されています。

	例えば、「茶道、華道、書道、食文化、香道、和装、盆栽、囲碁、将棋、かるたなど生活に係る文化をいう」という表記だと、だいたいイメージがつかみやすくなるのではないのでしょうか。 本文に記載するのが難しければ、下欄の注釈でもいいと思います。
10	1. 文化財を取り巻く現状と課題 日本の書道文化は伝統行事や冠婚葬祭を通して国民生活に根付き、文字文化としての永い歴史と伝統を支え、国語力とりわけ識字力を根底から支え続けてきました。この日本の書道文化を保護し、我が国の文化力、文字力を次世代へと力強く継承していかなければなりません。 文化芸術基本法で書道を含む生活文化の振興を図り、その文化財の保存・活用の必要性が認識されていますが、これら生活文化は高齢化、後継者不足、支持基盤の縮小などの困難な状況にあります。そして現在の感染症の拡大がその状況を加速しています。「確実に次世代に継承していくことは国民共通の責務」であると我々も認識します。 幅広く保存・活用の措置を講じるためにも、文化財保護法の中に位置づけて、生活文化を登録無形文化財とすることが可能になる改定を希望します。 2. 各課題に対する対応方針 (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について 書など生活文化は展覧会や行事の実施と日常的な教授活動が継承の基盤となり、その保存・活用に重要な役割を担っていますが、それがコロナ禍によって困難な状況になっています。保護継承活動に対して国の施策により幅広い支援を可能とするために、生活文化を含む無形文化財を登録無形文化財として認定できるように文化財保護法を改定してほしい。 (2) 多様な文化財の保存・活用について 書道は保護・継承の側面を、教育現場や書道団体、書道業の自律的な活動に委ねられてきています。また、長い歴史性を有するとともに時代ごとに書体の変遷や新たな分野が生まれるなど、その様式は変化してきています。その変化の側面も配慮しながら、国としての法的保護措置を検討していただきたい。 書道では、書家が日本芸術院会員に選ばれるなど、高度な芸術性や技術が伝承、発展していく側面と、書き初めなど行事として一般の日常生活に根付いた側面も持っています。さらに、筆墨硯紙などの書道用具は職人の伝統工芸技術として伝承してきたものです。これら総体としての書道文化を形作る担い手と役割も明確にしながら、幅広く登録無形文化財として位置づけることを希望します。 3. 今後に向けて

	書道に関する保存・活用の調査、分析、研究を一層進めて、具体的な支援活動につなげていただきたい。
11	1. 文化財を取り巻く現状と課題 日本の書道文化は伝統行事としや冠婚葬祭を通して国民生活に根付き、文字文化としての永い歴史と伝統を支え、国語力とりわけ識字力を根底から支え続けてきました。高い芸術性を合わせ持つ日本の書道文化は、次世代へと力強く継承していかなければなりません。 文化芸術基本法で書道を含む生活文化の振興を図り、その文化財の保存・活用の必要性が認識されていますが、これら生活文化は高齢化、後継者不足、支持基盤の縮小などの困難な状況にあります。そして現在の感染症の拡大がその状況を加速しています。「確実に次世代に継承していくことは国民共通の責務」であると我々も認識します。 幅広く保存・活用の措置を講じていただくためにも、文化財保護法の中に位置づけて、生活文化を登録無形文化財とすることが可能になる改定を希望します。 2. 各課題に対する対応方針 (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について 書など生活文化は展覧会や行事の実施や日常的な教授活動が継承の基盤となり、その保存・活用に重要な役割を担っていますが、それがコロナ禍によって困難な状況になっています。保護継承活動に対して国の施策により幅広い支援を可能とするために、生活文化を含む無形文化財を登録無形文化財として認定できるように文化財保護法を改定してほしい。 また、ユネスコの無形文化遺産登録のためには、国としての保護政策の法的根拠が必要であり、書道文化が文化財保護法の登録無形文化財と認められれば、ユネスコへの登録推進運動が大きく前進し、世界に対する日本の伝統文化の発信に貢献することを確認しています。 (2) 多様な文化財の保存・活用について 書道は保護・継承の側面を、教育現場や書道団体、書道業の自律的な活動に委ねられてきています。また、長い歴史性を有するとともに時代ごとに書体の変遷や新たな分野が生まれるなど、その様式は変化してきています。その変化の側面も配慮しながら、国としての法的保護措置を検討していただきたい。 書道では、書家が日本芸術院会員に選ばれるなど、高度な芸術性や技術が伝承、発展していく側面と、書き初めや年賀状、七夕飾りの短冊など、行事として一般の日常生活に根付いた側面も持っています。さらに、筆墨硯紙などの書道道具は伝統工芸技術として伝承してきたものです。これら総体としての書道文化を形作る担い手と役割も明確にしながら、幅広く登録無形文化財として位置づけることを希望します。 3. 今後に向けて

	書き初めは学校教育や書塾、家庭、地域など様々な場で、全国的にまんべんなく定着している正月行事です。一層の詳細な調査・研究を進めて、具体的な保護活動を希望しています。
12	P3（記録選択との関係性） P9（国の登録制度等との関係）、（地方登録を促進するための取組） 市町村文化財行政の立場としては、登録制度が無形民俗文化財にまで広がることは基本的には歓迎することと考えます。今後、祭りや民俗芸能を保護の対象にする時に、市町村指定を目指すのか、国登録を目指すのか、国の記録選択として保護をしていくのかが迷う場合があります。それらの相関関係はどのように考えたらよいのでしょうか。 （地方公共団体の体制充実） 無形民俗文化財の調査が今まで以上に重要になると思いますが、民俗を専門とした学芸員や専門職員が配置されている市町村は全国的にも稀であると思います。国や県からの指導等の拡充を希望します。
13	・無形、無形民俗の登録制度は、近代に入って成立し一つの文化を形成しつつも、社会環境の変化などにより現在失われつつある技術を有する個人や団体にとって、また、文化財指定に至らないものの地域の伝統的な習俗を伝えるコミュニティなどにとって、継続していくためのモチベーションとなる可能性があり、ぜひ実現して欲しい。 ・国指定、地方指定、国登録、地方自治体独自の登録制度の関係が一般的には複雑であり、わかりやすく周知する必要がある。 ・一般的には地方指定より国登録の方がネームバリューが高い印象を持たれているケースが多く、特に無形民俗の場合は将来的に市町村指定との重複が増加する可能性がある。 ・登録有形文化財（建造物）などに比べて、文化財登録の基準が多様となり、審査のための現地調査が欠かせない。また、無形であるために実見できるタイミングも限定的かつ一時期に集中する可能性があり、円滑な制度の推進のためには文化庁の体制の充実が欠かせないと考えられる。
14	1. について 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸の防止が喫緊の課題であることから、平成 31 年に改正文化財保護法が施行されました。 今回例示されている茶道、華道、書道等の生活文化が「滅失や散逸等」の危機にあるとは全く思えません。 私が住む東北では、コロナ禍においてもあまり変わらず教室が行われており、文化財として保護していかなければならないものとは到底思えません。

	どの市町村にも教室に通う大人も子どももあり、義務教育でも学ぶことができ、現在保護の対象とされている地域の年中行事や民俗芸能とは、その緊急性の度合いに次元の違いを感じます。 また、コロナ禍の中で国や地方公共団体は文化芸術に対して助成を行っていますが、先にあげた年中行事や民俗芸能に対しては何かしらの措置は講じられたのでしょうか。今のところ全くといっていいほど無かったのではないのでしょうか。 無形の文化財の守備範囲を広げる必要はなく、既存のものに対する措置の検討を行うべきだと思います。 2. について 地方公共団体の文化財担当の方は、地域計画というものをつくるために非常に苦勞されています。専門的な知識をもっているわけでもないのに、地域の文化財をすべてリスト化したり、今後の活用のアクションプランをつくったりしなければならないと聞きます。必死にお仕事をなさっているようですがかなり大変そうです。 このタイミングで文化財の守備範囲を広げるということは、地方公共団体の守備範囲も広がる流れになるでしょう。 「1. について」でも述べましたが、本当に存続の危機にさらされているのでしょうか。 国は文化財の守備範囲を広げる事よりも、地方公共団体に専門知識をもった方が増えるよう、支援することを検討すべきではないでしょうか。 仮に登録無形文化財や登録無形民俗文化財の制度ができたとしても、「記録保存の措置を行うため」と限定すべきです。 無形の文化財は、記録をとっておくことがその保存に最も適していると考えます。 ただ、例示されている西洋マジックのようなわざを持っている方は嫌がるでしょう。まさに商売道具を公にすることになるわけですから。 現在の選択の制度があれば十分だと考えます。
15	無形文化財や無形民俗文化財の分野に登録制度を導入しようとする方針は、一定程度評価できる。しかし、残念ながら、この制度新設は、「(登録文化財という) 箔を付ける」こと以外に、担い手の確保など将来への継承に積極的に繋げていこうとするのであれば、現実にはそれほど楽観的ではない。少子高齢化、生活様式の変化は想像以上に急激である。将来への継承については、まったく別のアプローチが必要なのかもしれない。 現代アート作品の文化的価値を積極的に認めるのは大いに賛成である。しかし、その一方で、近代美術品と現代アートとを結ぶ間の芸術作品についての対応が、制度的に抜け落ちていないだろうか。歴史的な文化財から現代作品に至るまでの、系統的保護施策を期待したい。

	人材確保と人材育成は、地方における喫緊の課題である。文化財保護分野は、極めて多岐に及びながら深遠である。個人の資質や意思、そして育成のために長い期間が必要な一方、バランスの取れたキャリアパスも求められる。さらに、人口減少局面においては、人員増も難しい。「地域における人材確保や資質向上に向けた取り組みを充実させることを期待したい」と締めくくるのは他人事のように思えてしまう。
16	2. 各課題に対する対応方針について (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について 無形文化財及び無形の民俗文化財について国が登録制度を設けることについては、地域で行われている様々な行事を国が一定の価値があるものと評価することで、地域のモチベーションの維持につながることを期待されます。 しかし一方で既存の登録制度における成果と課題についてさらなる分析が必要と考えます。本「たたき台」においては、建造物における成果を評価する一方で、美術工芸品については登録件数が伸びていないことを指摘していますが、登録有形民俗文化財と登録記念物に関する言及は皆無です。登録記念物は現在117件の登録があり、登録状況をみると建造物と美術工芸品の間違った様相を示しています。その中でも「名勝地関係」が最も多く99件です。類型・種別によって件数に差があるのは理由があり、現在の登録制度の良い点と課題があると思うので、ヒアリング等による情報収集し分析した上で、新制度が看板倒れにならないような配慮が必要と思います。 建造物以外の登録が伸びない理由のひとつには、文化庁の体制の弱さにあると考えます。建造物は登録のための調査官を配置し、指定とは別スケジュールで審議会での諮問を年3回、行っています。一方、他の類型については指定と同じ調査官が同じスケジュールで行っています。新しい制度を創設し他類型の登録制度を活性化するためには文化庁の機能強化が不可欠です。 また、登録文化財に対しては、国からの補助が希薄である一方で、所有者や地方公共団体に対し、指定に準じた手続きが求められます。登録するメリットをより分かりやすく発信し、理解してもらう必要があると思います。 また、「記録選択」の制度との整合性についても、より深い議論を求めます。煩雑さを解消するために、制度を一本化してしまうのもよいのではないかと思います。
17	1 及び 2 の (3)、3 に関わる「地域における体制の充実」について 小規模自治体においては、各分野の専門人材が十分に確保できず、特に、島嶼地域においては、県等の現地での直接支援や、大学等との連携を速やかに行うことが難しい状況にある。私の地域では過去に、島内での複数自治体や周辺離島群域での広域的な連携についての模索がなされたが、文化財担当者レベルでの実務連携に止まり、自治体同士の組織立った連携には程遠いのが実状である。そのため、文化財の保存・活用について十分な行政対応ができない場面もあり、歯がゆさを感じる。

	専門人材の確保や体制の充実については、少子高齢化・人口減少に歯止めがかからない状況を鑑み、ひとつの自治体だけでは到底達成することは不可能である。例えば「文化財保存活用広域事務組合」など、広域的・組織的な連携の枠組み・仕組みづくりの構築や、島嶼地域での国庫補助率の拡充・当該課題克服のための補助事業等についてもご議論いただき、具体的な施策や解決策等を国が示していただきたい。
18	我が国における書道文化は、中国から漢字が入って来た頃より現代に至るまで、深く国民生活に根付いていることは会議資料にある通りです。表意文字と表音文字を組み合わせた日本語という、世界にも類を見ない言語体系を持つ日本人は、同時にその言語を書表現へと高め、漢字誕生の地である中国とは全く異なる表現を生み出しました。漢字の草書体を基本とした万葉仮名は、平安時代に国文字である仮名へと姿を変え、更にそれが日本の風土・国民性と融合し、書道における「散らし書き」などの日本固有の表現へと昇華させることとなります。これらのことは我が国の書道文化はもとより、日本の言語・風土・国民性と密接に関わる事項であり、グローバル時代における日本のアイデンティティを自覚するため、非常に重要なことだと考えます。 資料にあるように、地方自治体による文化財登録は多くなされていますが、制度や財政的理由から、まだまだ十分ではないように思われます。ですから国が幅広く地域の文化財の保存・活用の取組が進められるよう、文化財保護法上の制度として、地方公共団体の登録制度を位置付け、地方の創意により活用できるようにすることを求めます。 また上記に伴い、文化財保護に関わる人材育成を、教育機関に訴えかける好機になるのではないかと考えます。現在、大学を中心とした研究機関において、様々な文化財研究に従事する人員はいますが十分とは言えない状況です。国の登録無形文化財制度の確立、それによる文化財保護の促進により、研究者育成に繋がるのではないのでしょうか。 「日本の書道文化」を保護継承し、ユネスコの無形文化遺産に登録するため書道界を挙げて登録推進運動を進める日本書道ユネスコ登録推進協議会の活動・資料では、小中学校や高校、大学、全国の書道団体、一般の書道愛好者、書道用品生産者・小売業者、表具店・設営業者などからの回答を受け、日本の生活に書が極めて自然に浸透していることがわかります。書き初め、年賀状や賞状などの生活環境に毛筆は根付いており、今日の書道が、伝統的な書法を背景とする日本の国民生活に根ざした文化であることが明確に理解されます。一方で、パソコンやスマートフォンの普及などによって手書きの機会が減少し書道人口が減少傾向にあること、その現状に危機感を抱き、文化として継承していかなければならないという必要性を多くの人が感じていることもわかります。このような現状を踏まえ、国としての登録無形文化財制度確立を強く求めます。 今年はコロナ禍という未曾有の非常事態に陥り、国民生活は当然のこと、書道団体や書道に関わる製造業者、表具店なども例外なく打撃を受けております。国による無形文化財を保護していくという動きは、必ずや国民全体に浸透し、今後我が国が誇る書道文化の保護・継承、発展に繋がると確信しております。国の保護措置に関する施策の検討を強く希望いたします。

19	2. 各課題に対する対応方針について (1) 又は(2)の文化財の中に、「盆栽」を入れてほしい。盆栽は、物としての美術品だけでなく、技術の継承もあり、日本の生活とも密接に関わってきた文化であるため、(1) 又は(2) のどちらかに記載すべき文化財だと考えます。
20	(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について ・「このほか、例えば、書道や日本酒等については、登録制度の活用により、保存・活用の担い手や対象等が明確になるとともに、現在のユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しすることにもつながり、その結果、国内だけではなく国際的にも認められ、これらの保存・活用がより一層図られるとの指摘もあった。」とのことですが、具体的には文化財保護法の対象にこれらの例示を含む方向なのか、他の施策を検討するのか、現段階のまとめでは判然としていません。仮に、文化財保護法の対象に加える方向であれば、狭義の文化財の概念を大きく変えることになると思われます。文化財保護法の基本的な立法趣旨は、私有財産を含む財物等を一種の公共財とみなし、種々の規制を加えることによって、将来への保存や海外への散逸を防止することにあると解されます。例示された「書道や日本酒等」は、文化芸術基本法において「生活文化」に位置付けられており、国民の多くは文化財として登録することに違和感を覚える可能性が高いのではないかと思います。また「書道」は学校教育の対象でもあり、生涯を通じて「道」を追求する人も多く、熟練の域に達すると「書」という芸術ジャンルを形成するに至るほど多様性があります。さらには、ユネスコ無形文化遺産への登録を見据えた施策であれば、中国における書との差異等について指摘される可能性もあると思われます。 ・登録制度と記録選択との関係の整理は、重要な検討課題であると考えます。記録選択の対象となる文化財は、指定又は登録することが困難なほど危機的な状態にある場合が多いと思われ、また記録選択された文化財の中には、すでに途絶えたものが多く存在すると考えられます。緊急性に対応するという意味では、登録制度より記録選択制度のほうが有効であり、記録選択制度は存続し、むしろ急激な少子高齢化が進むなかでは、予算措置等を強化すべきではないかと考えます。 (2) 多様な文化財の保存・活用について ・「生活文化等」の項における指摘は妥当であり、前述のコメントとも一致しています。もとより「生活文化」という用語は、文化行政の中で「芸術文化」と区分するため編み出されたものであると思われます。文化行政においては、支援の対象を「芸術文化」とする施策が現在も主流であり、「生活文化」は支援の必要性がないほど国民の生活に根差し、自立している状態にあるというのがおおよその共通理解であったと思われます。近年は、その共通理解が崩れる段階に差し掛かり、ついにパラダイムシフトが生じたとき(すなわち生活に根差ししていない文化に変化したとき)、日本の文化にどのような影響が起きるのか、さらに具体的な検討が必要であると考えられます。その過程では、文化庁のこれまでの関係施策(例えば伝統文化親子教室事業など)の成果も検証することが重要であると思われます。 ・「現代アート作品」については、その定義自体が難しく、「制作されてからあまり時間が経過していない作品」という概念では、時間軸の移動とともに対象物が常に変化していくという宿命があります。文化財保護法では、重要文化財の対象となる建造物は築後50年を目安にされていますが、美術品にはこのような目安はないものと考えられ、不文律として作者の生存中は重要文化財の指定を行わないというルールがあるように思われます。また芸術的な価値の評価は多様であり、例えば公的な美術

	館における作品のコレクション形成には、一種の公的な合意形成（外部有識者の意見等）が必要で、議会の承認が求められる場合もあります。例示された「第2次世界大戦後の美術作品」で、急激に評価が高まったものに「具体派」が挙げられると思われますが、例えば国立美術館のコレクションには、これらも一定程度含まれています。その多くは評価が定まらない時期に比較的安価で購入したものとわれ、このような取組を継続することは重要な施策であると考えられます。さらに言えば、近年の「現代アート」には「書」を含むという概念も広く共有されていると思われ、国立美術館のコレクションに「書」を加えることを検討する余地があるのではないかと考えられます。また、「現代アート作品」のマーケットには、意図的に価格を上下させる投資家もいると思われ、国の施策が市場に影響を及ぼす可能性も調査する必要があると考えられます。 （3）その他 ・文化芸術基本法に基づく施策（文化芸術推進基本計画等）と、文化に関する法令等に基づく施策は、本来、統一性や整合性を持つべきと考えられます。仮に、生活文化など文化芸術の類型に関する考え方が大きく変わるのであれば、全体的な用語の統一等も検討しなければ混乱をまねくおそれがあると考えられます。
21	2-（3）地方公共団体における登録制度について ア 登録の対象について ----- 「たたき台」の中で、 *文化財所有者に対して、どのような法的規制が生じ、同時のその補償としてどのような支援の制度が想定されるのか *文化財を登録することによる行政面でのメリット に言及されていない点、制度の普及に関して説得力を欠くように思われます。 初期の事例である京都府文化財保護条例の場合、当初、多数の文化財を網羅的に登録することを想定して、補助金などの財政支援制度を設けない枠組みであったのが、結局、指定文化財に準じた補助制度が設けられたため、登録件数が抑制され「準指定」のような扱いと受けとめられるようになりました。平成29年からは災害対応などを考慮した「暫定登録文化財」の制度も設けられ、いささかわかりづらい状況になっています。 現行の文化財法制では、長年「指定による規制」に対して「補助金による支援」が対になって運用されていますが、登録制度の場合、同じ構成にしてしまうと、規制のための事務量と財政的な負担が大きくなるのは明白で、国の建造物登録を参考にした「より簡素な行政手続きと規制」と「直接補助ではない所有者側のメリット」を探る必要があるかと考えます。

	イ 国登録との関係 ----- 国・地方の両方に登録制度がある場合、ともすれば現在の指定制度で解釈されがちな、国と地方の制度間に価値的な上下関係があるもの見られる事態は避ける必要があるかと考えます。改正保護法で保存活用計画策定に際して、地方自治体から国に国登録を求めることができる運用が認められるようになりましたが、所有者・地方行政ともに国登録を求めて、地方登録は閑古鳥、という状況は望ましくありません。 地方での登録を振興するのであれば、すでに普及している建造物分野はともかくとして、その他の分野については国登録は抑制的に運用することが望まれます。実際のところ、動産文化財や無形文化財について、現行の文化庁の体制のみで網羅的な把握ができるとは考え難いところですし、情報通信技術の利用によって、多数の自治体が行う登録文化財の分散した情報の管理運用は可能と思われます。 企画調査会での意見として出ていたように、一つの自治体で扱いづらいものや国関連の機関（例：国立大学）で管理しているものなど、登録対象の範囲を限定するのも考え方かと思います。 またその際、国・地方間で付与されるメリットにできるだけ差がつかないような制度設計も必要かと考えます。
22	【企画調査会における審議のまとめ（たたき台）に対する意見】 ◎「２（２）多様な文化財の保存・活用について」の意見 《文化財の指定・登録における「利益相反」排除の制度的な担保》 ○「生活文化」や「現代アート作品」を新たな文化財分野として、指定・登録の対象とする場合、従来の分野以上に、現在その分野によって利益を受ける特定の個人・団体等との関係性が問題となることが予測される。このため、もし、こうした分野が新たな文化財分野として、指定・登録の対象となった場合、実際の指定・登録の調査・審査・事務手続き、指定後の補助事業の審査・実施等において、従来以上に「利益相反」の可能性についての慎重な検討及びその排除の徹底が求められる。 また、そうしたプロセスの妥当性について、広く国民に周知し検討を促すため、指定・登録に関わる委員の名前、指定・登録候補の名称及び具体的な内容、審査に係る議事録等については、決定の前に広報され、適宜パブリックコメントを求める必要がある。 《文化財の指定・登録における学術的な調査研究、及び評価の担保》 ○これまで、文化財保護法に基づく文化財の指定・登録等は、現場担当の文化庁調査官、審査を行う委員とも、その分野の学術的な専門家によって担われ、指定・登録等は、学術的な専門性に基づく議論・検討を積み重ねることによって審査・決定が行われてきた。こうした十分な「学術的な専門性」に基づく客観性が担保されない限り、……具体的には、調査官および委員に、学術的に確立した専門的な知見を有する学識経験者を得られない限り、当該分野の指定・登録等は実施できないはずである。

	「新しい分野」であるため、こうした人材の確保自体、新たな基準を設ける必要があるが、その基準設定についても、従来の委員等がまず素案としての審査基準をたたき台として打ち出し、関係学会にも意見を聴取した上で決定する必要がある。もちろん、そうしたプロセス自体が、広報・パブコメ募集等の透明性を確保しつつ行われなければならない。 ◎「地方の指定・登録制度の問題点について、とくに専門委員会における審議の必須化について」 ○それぞれの地方自治体の主体性において、地域独自の指定・登録を推進すること自体は推奨されるべきだと考えるが、その場合でも、学術的な専門性に立脚した委員（専門委員）による審議が必要であり、前項と同じく「利益相反」の可能性を排除するため、各自治体においても、委員の名簿、指定・登録候補の具体的な内容について、決定以前に広報しパブコメを募集する体制を整える必要がある。 とくに「生活文化」や「現代アート作品」まで分野が拡大される場合、「専門性の確保」と「利益相反の排除」が徹底されない限り、特定の個人や団体の利益、または政治的経済的な目的が先行する形で指定・登録が行われる可能性を排除できない。 これまで行われてきた地方自治体による指定・登録案件であっても、例えば、古文書のなかに「偽文書」がそうした評価としてではなく真正な文書として、指定・登録されている場合がありうる。公共団体が行う文化財保護行政において、そうした「誤った行為」が見逃されてはならない。指定・登録自体の真正性を、「学術的な専門性の担保」「利益相反の徹底的な排除」「指定・登録プロセスの公開によるパブリックコメント募集」によって確保する必要がある
23	1. 文化財をとりまく現状と課題 文化財の保存・活用について政策を考える前提として、文化の定義を明示する必要がある。歴史的にみれば、文化は絶えず変化し、断絶を伴いつつ様々な価値観により創造される人の精神、及び精神的な営為の総体である。すなわち、文化は動的なものであり、地方公共団体・国家といった行政の枠組みにおさまらない。よって文化は、国民共通の財産ではなく、人類共通の財産とすべきである。「企画調査会における審議のまとめ（たたき台）」が、日本の伝統文化として掲げる書道・茶道・邦楽などは、そのルーツの大部分が大陸にあり、国をこえた交流により生成された文化である。地域の伝統文化としてにあげる祭りや郷土食についても、長崎くんち・芋煮のように、地域・国家をこえた交流から創造された歴史的な経緯をもつ。文化は異なる価値観の交流により創造される性格であることを考慮すれば、行政主導のトップダウン式の登録は、住人同士の自由な交流を阻む懸念が生じる。住人の日常の暮らしのなかに文化が入りにくくなり、文化の維持どころか創造もできず、衰退に拍車をかけるのではないか。むしろトップダウンとは正反対の方向性を、例えば茶道であれば、文化は人類共通の財産と位置づけ、その上で住人同士の自発的かつ自由な交流を保障し、各地の茶処、中国茶・モンゴルのバター茶などの提携企画といった、地域と地域、さらに国外の関係地域へ交流を展開させる地域発（ボトムアップ式）の文化の活用を中心にすることを提案したい。こうした文化の活用方法ならば、地域資源は同時に世界資源となり、ユネスコの世界遺産の登録へ強力な後押しにもなりえる。資金面においても、世界にむけたクラウドファンディング、世界的な財団・NPO 法人などの助成金を受けるという選択肢が生まれる。これらを組み合わせた持続可能な経営をめざせば、行政の財政負担は軽減し、文化・職人・専門職の担い手も世界に広げることにも可能になるであろう。国内に目を転じると、地域外のルーツの人びとに

	よる文化、例えば日系ブラジル人のブラジル料理や教会や、ムスリムのハラームやモスク、台湾スイーツなどが一定の定着をみている。これらの異なる文化と価値観が日本の食文化に多様性と創造性をもたらし、新しい商品開発にもつながると考える。 2. 各課題に対する対応方針 「企画調査会における審議のまとめ（たたき台）」に記されているとおり、文化財の消滅の危機の時代に、とりわけ生活文化に関する記録は、大変、重要な指摘といえる。ただ、日本は既に少子高齢化による大幅な人口減少を迎えている。住人が加速度的に消滅していくなかで、地域とは具体的に誰を指すのか読みとれなかった。全体として、文化の創造よりも、文化の維持に重点が置かれており、動的な文化を静的な＝固定化を意図しているようにみえる。文化を維持する人手・予算を確保できず、その負担は年々増しており、文化の維持を求める姿勢がその地域における特に若年人口の流出・消滅を促す要因の一つとなっている。固定化による維持政策は、かえって文化の消滅を招くと考え。文化財の消滅危機に対しても、専門知（大学・博物館・図書館・文書館・NPO 法人）と協働した、住人主体の調査・記録作りが求められる。その際に学術的な裏付けの乏しい文化財記録は、客観性＝公共性を帯びることができず、他の地域、及び世界との共有が難しくなりやすい。学術的な裏付けが最優先となるべきである。その住人の橋渡しとなる専門知は、あくまでも人が担うものである。専門知を担う人の拡充と待遇の改善が、文化財の継承の鍵とも言い換えられる。行政登録に美術工芸品といったモノも入れる点は賛同する。しかし、その背後にある価値観（情報）をどう評価するのか、「わざ」も絶えず変化するため、どの時点の「わざ」を記録するのか、美術工芸品の材料となる動植物のなかには、ベトナム細工に使われるタイマイのように、ワシントン条約で取引が規制されている種も多々あり入手できない、という問題点も指摘できる。新しいテクノロジーをいかした「わざ」の可能性も探るべきであろう。3 ページ〈具体的な方策〉17 行に「来るべきインバウンド需要」とみえるが、日本では COVID-19（新型コロナウイルス感染症）のワクチン接種の見通しがたっていない。医療従事者の感染死亡も相次ぎ、飲食を伴う旅行政策を続けているため、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大は今後も続くことが想定される。来年の 2021 年に延期した東京オリンピック・パラリンピックの開催も危うく、渡航禁止の対象となる蓋然性が高い。
24	2 各課題に対する対応方針 （1）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について <具体的な方策について> 「具体的な方策」で示されている「的確な登録の基準」についてであるが、例示されている「郷土食」「日本酒」といった要素が可能であるということを考慮すると、風俗習慣や民俗芸能等について、必ずしも単体で登録するのではなく、包括的な登録も「的確な登録の基準」含めることが必要であると考えている。 これは、特に無形の民俗文化財は、同じ類型の文化財が多数存在し、それらの優劣をつけることが困難であるためである。また、単体では国レベルの文化財としての評価が難しいが、地域的な広がりの中で捉えることにより、国レベルの評価が可能となる。 <検討すべき課題について>

	「地方の指定制度等との関係」について、指摘のように原則を堅持しながら、「伝承者又は伝承団体の同意があった場合は、登録を維持することが適当」ということについては、こうした運用は望ましいものと考えている。 地方自治体では、市町村指定の文化財のみ保護の施策をすればよいという考え方が根強く、当該自治体の施行する条例に基づいて（当該自治体の指定文化財に対して）、補助金や交付金を支出している傾向がある。こうした意味では、国登録と都道府県・市町村指定が並列することは望ましいと考えている。 また、国の仮に包括的な登録が行われる際、その構成要素の一部が都道府県指定や市町村指定となってしまうことも考えられる。こうしたものについても、国登録と都道府県・市町村指定が並列することは望ましい。
25	2. (2) について (生活文化等) 「生活文化」は保存活用する対象として、あまりにも大きく、その範囲が曖昧な対象である。文化財として保存活用を図るには調査研究の蓄積が不十分であり、拙速な結論を避けるべきである。 そもそも、文化財として保存活用する価値が「書き初め」や「七夕」の行事に認められるのか疑問である。仮に「無形の文化財の登録制度」を活用したとて、研究が不十分であれば、文化財の粗製濫造につながるだけである。多くの国民は「指定」と「登録」を混同して理解しており、さらなる誤解を招くことにつながると思う。 「華道」「茶道」「書道」「食文化」などは主体となる人物・団体が多様で広範囲にわたっており、このことを考えると積極的に保存活用を図らなければならないのか、疑問もある。そして、主体となる人物・団体が多様で広範囲であるにもかかわらず、特定の団体のみが恩恵を受けるような文化財の保存活用の在り方は、文化財行政としてあってはならない。文化庁が文化財として保存活用を図るのではなく、学校教育等での体験機会の提供・普及が、将来に「生活文化」を伝える妥当な方法ではないだろうか。 (現代アート作品) 現代アートはわが国固有の文化ではなく、日本という一カ国に留まる文化ではない。グローバル化した現代社会において制作された現代アート作品の所在が海外に移ること、所有者が日本人ではないことをわが国の文化の衰退と評価する必要はないだろう。 「我が国の多様な文化を守り発信していくため、また、今後も我が国から優れた作品が創出される環境を維持・発展させる」ため、そして「今ある優れた作品が後世まで保存され、活用される」ための簡易な方法は、文化庁が現代アート作品を積極的に購入することと考える。文化庁が購入すれば、海外への流出・散逸も防ぐことができる。 文化庁が現代アート作品を積極的に購入する方向へ舵を切れば、それにならう地方自治体や美術館も出てくるのではないだろうか。また、文化庁が購入した現代アート作品で、国内の美術館を巡回する展覧会を開催できれば、国内の現代アートの活性化を図ることもできる。ぜひ、検討いただきたい。

26	2について 日本の伝統的文化である衣食住（懐石・菓子、着物、数寄屋建築）を内包する茶道は、美術工芸品にとって上位概念にある場合が少なからず認められる。しかしながら、現在、無形文化財という枠組みの中で、生活文化としての茶道は評価されていない。技術的な評価をどう考えるべきかという慎重な議論は要するものの、無形文化財としての評価は正当になされるべきだと考える。 まず、現状として茶道人口は減少傾向にあるが、多くの美術工芸品を用いるエンドユーザーである茶道修道者の疲弊は、上記してきたように生産者をはじめとする美術工芸の世界にも及ぶ、きわめて重要な問題だと認識しなければならない。（近世期に比べると、現状でも十分に多いという見解もあることは想定されるが、文化的パトロンがいない状態で、茶道人口の減少は苦しい問題である。） その中で、無形文化財としての客観的評価は、適切な文化保護の第一歩になるものと理解している。その枠組みにない茶道は国の保護対象にないということになるが、コロナ禍で茶道の各流儀の疲弊はさらに強く聞かれており、流儀組織の自助努力だけでは今後の茶道人口の衰微は否めない。 各流儀の家元たちはその流儀における最高位の技術継承者であり、門人はその技術を教授されている。芸能や美術工芸における技術とは異なるものだが、家元に継承される技術がひとつのコミュニティをつくりあげていることを考えれば、各流儀の家元に継承されてきた技術に対する評価はあってしかるべきではないだろうか。各流儀の門人は、その根本技術をもとに各々の理解をもって発展させ、各地域社会に残る文化財を有効に活用している。家元に継承される技術は、保存継承されるべき無形文化財として技術面での客観的評価も可能だと考える。
27	2について 地方公共団体の体制充実（９ページ３０行？）について、現状、近隣に専門家が不在、大学等との連携も困難な場合が少なくない。地域計画等により保護対象が広範かつ多様となれば、この課題はより深刻になると考えられる。地方公共団体が広域的に指導・助言等を受けることのできる仕組みが求められると思う。
28	2.- (2)について インバウンド観光が近年、また今後の日本にとって重要となっていることは周知の事実であり、金沢 21 世紀美術館やベネッセアートサイト直島など、そのコンテンツとして、インバウンドにおける観光資源としての「現代アート作品」は極めて大きなポテンシャルを秘めている。昨今の自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が示すように、歴史的な作品や伝統的なジャンルのみならず、制作後 50 年以内の現代アート作品さえ、その継承に大きな影響や障害が生じている。また、民間が蓄積してきた現代アート作品を有効活用していく観点からも、税制優遇も得られる登録有形文化財制度を活用していくことが望ましいと考える。

29	(2) 多様な文化財の保存・活用について 生活文化については、文化芸術基本法に「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化」とありますが、「その他」の範囲については明示されていないように思います。文化財として取り扱うのにあたり、その範囲について議論が必要だと思います。また、同法及び「文化芸術推進基本計画」においては、生活文化と文化財は別に記されており、別の概念のように見えるので、この点において整理が必要だと思います。 (3) 地方公共団体における登録制度について 国の登録制度をみると、保存のための補助が極めて限定的であり経済的な支援も十分ではありません。地方公共団体において登録制度を設けるに際しては、所有者との距離が近いこと、財政的な支援とセットでなければ制度化しにくいと考えます。また、新たな制度の創設は労働力の負担も増加するため、政府が進める働き方改革にそぐわないものと思います。 地方公共団体における登録制度を普及させるためには、「たたき台」でも述べているとおり、地域計画認定制度や国登録制度と連携させながら、手続きの簡略化に加え、地方公共団体と文化財所有者が経済的な面以外でのメリットを感じられる仕組みを考える必要があると思います。
30	2の(2)、現代アートについて。 (ア)「我が国の多様な文化を守り発信していくため、また、今後も我が国から優れた作品が創出される環境を維持・発展させる」観点から、(イ)「こうした分野の作品についても、積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待されている。」 上記のように、現代アートについても文化財として保護すべきとの議論があるようですが、(ア)の目的は必ずしも(イ)の手段に直結はしないであろうというのが意見です。(ア)を目的とするならば、行政としては日本におけるアートの制作活動・展示を支援することがまず第一になされるべきではないでしょうか。そして何よりもそれが適切かつ公正になされるのが肝要かと思います。あいちトリエンナーレの件は国民の記憶に新しいです。自由に表現することを萎縮させるような介入をせず／させず、広く芸術活動を支援してゆくことこそ、長期的に日本のアートを育てることに繋がるかと思います。 現代アートを文化財として保護する、というのは作品を行政の判断によって選択してゆくという側面が強くでるのではないのでしょうか。一口に現代アートといっても、さまざまな作品が含まれます。なかには激しい主張や強い思想が表現された作品もあります。そうしたもので評価された作品はどのように扱ってゆかれるのでしょうか。そうしたものも含めてアートとして向き合う気概があるのでしょうか。正直に申しますと、それが出来るのか疑問に思えてなりません。行政にとって都合の良いもの(あるいはロビーイングがなされたもの)のみを買い支えるような運用がされてしまう／できてしまうのではないかと不安に思います。

	現代アートの中でも「学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたもの等」は、制作後五十年が経っていかなくとも柔軟に対応するという案が出ているようですが、学術的調査は数年で綿密な調査ができるとは思えません。日本において現代アートを調査・研究する人材も豊富とは決していえないでしょう。拙速な判断を避けるためにも、制作後五十年という原則は妥当なものと思います。
31	・無形民俗文化財と無形文化財 民俗は民間の風俗・慣習などの意味で用いられるが、我々の生活文化に即したものである。「生活に係る文化を生活文化」とあるが、これらは無形民俗文化財なのか、無形文化財なのか。さらに食文化のなかでも無形民俗文化財（郷土食）と無形文化財（日本酒など）が分けられてしまうと、文化財の認定を行なっていく地方自治体は混乱するのではないか。 今回の対象は「無形の文化財」と表現しているが、無形文化財と無形民俗文化財とではその価値基準も異なるのであるから、現行の文化財保護法における定義では「無形の文化財」という言葉は非常に乱暴であると思う。 ・登録制度と記録選択 記録選択は、固定することができない無形文化財、無形民俗文化財を保護するために創設された制度のはずであり、「当該文化財を継続的に保存するものとはなっていない。」とするならば記録選択は登録制度を作ることで必要ではなくなるのではないかな。 登録制度は保護の網を広く掛けるというやり方として有効であると思う。しかし、記録選択、登録、指定の関係性をきちんとせねば現場（地方自治体）は臆して登録を利用できないのではないだろうか。
32	1.文化財を取り巻く現状と課題について 1-1「生活文化など現時点では文化財保護上文化財としての価値づけが定まっていない分野」とあることについて 文化財保護法第2条第2項において生活に関わる文化財を民俗文化財として定義している。よって法では文化財として価値づけは定まっている。法律に基づき記載されたい。 1-2 上記については「生活文化に関わる文化財の指定・登録を拡充すること」と改められたい。 1-3 現状と課題について

現状では地方公共団体で登録文化財制度を設ける団体は限られる。登録制度のある団体が 85、全国の団体数が 1741 とすると制度のある団体は 4.88%でしかない。登録制度が広まらないという課題を解決しないまま登録文化財制度を拡充しても地方公共団体に制度を広めることはできない。

現状と課題として地方公共団体での登録文化財制度の普及状況について言及されたい。

2.各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

(1) -1 登録制度の在り方について

会議資料で各委員にも配布されたように、建造物では所有者の登録希望が必要になるが、(1)の文章は所有者（伝承者）の意思が介在することが記載されず、国が登録文化財として価値づけを決めることだけを意識した文章となっている。登録文化財制度についてきちんと踏まえたくて文章をまとめられたい。

(1)-2 地方公共団体での登録文化財制度について

国の登録制度は、国指定の前段階として実施するものではないはずであるが、地方公共団体の一部では、指定の前段階として登録文化財を位置づけ制定したものもある。

A)国の登録文化財制度について整理され、地方公共団体に示されたい。

B)国の考える登録文化財制度と異なる運用をする地方公共団体に対して何か講じられるのか示されたい。

C)希望者の登録制度としての登録文化財制度と指定前段階としての登録文化財制度についてどのような実態があるのか示されたい。

(1)-3 記載の整理について

P4L16 では国の登録と地方の指定を重ねて行うことも可能とし、P4L17 で同様の取り扱いを無形文化財でもするとしながら、P4L19 では地方で指定された場合は国の登録は抹消とする。矛盾するので訂正されたい。

(1)-4 用語の訂正について

P4L32 で「美術工芸品」という用語があるが、美術工芸品という用語は文化財保護法にはない。

そもそも文化財保護法では文化財の価値を美術品として評価する記載はない。

辞書では美術品には工芸品も含まれるとしており、日本語として適切でない。

法や日本語に沿った記載に改められたい。

(1)-5 検討すべき論点について

地方公共団体での文化財指定・登録制度は多分に地縁的なものである。その土地に所在するかその土地で活動する集団に対するものである。

しかし、書道や華道などの生活文化の継承者は、新興住宅地に居住し、移住し活動拠点を移すことも多々ある。時には海外で暮らすこともあるだろう。活動範囲が広域的になることも多い。

継承者の生活形態と文化財の指定形態が合っているとは言い難い。既存の文化財保護制度のままでは対応できるものではない。

行政のデジタル化の推進をするなら、インターネット上を主な活動拠点とするものにも対応すべきと考えるが、多様な活動形態に対して柔軟な対応の出来る広域的な制度を創始されたい。

(2) 多様な文化財の保存・活用について

現代アートの評価について

アートは時代によって評価が変わることは一般常識であると考ええる。現在評価されているからといってアートとして不変的に評価される保証はないが、そうしたアートを不変的に指定してしまうのは大変困難なものと捉える。

現代アートを指定の対象に検討するなら、どのような方針で対処するのか示されたい。

(3) 地方公共団体における登録制度について

(3) -1 記載位置の変更について

P8 の地方公共団体の登録制度についての記載は「2 各課題に対する対応方針」としての記載ではなく、「1 文化財を取り巻く現状と課題」に記載すべき内容である。章立てに合わせた適切な記載をされたい。

(3) -2 登録制度の必要性について

指定制度による保護ではなく登録制度による保護である必要性が書かれていないので記載されたい。

	3.今後に向けて デジタル化の時代の文化財保護について言及されたい。
33	日本の文化としては欠かせないものとして「温泉文化」がありますので、これも加えていただきたく提案させていただきます。 日本の温泉地数は約3000か所で、第2位のイタリアの200か所を大きく上回る圧倒的な1位です。それだけに温泉は日本人の生活の一部であり、川端康成の「雪国」に代表されるように歴史に残る小説の舞台になり、また小津安二郎監督の映画「東京物語」のように温泉地が舞台になった名作が数多くあります。 温泉は歴史的に見ても、江戸時代に相撲に倣い温泉地の番付表が作られたり、「戦国武将の隠し湯伝説」「将軍が愛した温泉」などの伝説があり、まさに「文化」と言えます。 どうか今回の審議において、「温泉文化」も加えていただきますことをお願い申し上げます。
34	「生活文化」概念の拡張を 2020年12月6日まで、GOOGLEで「生活文化」＋「文化庁」を検索すると、そのトップにあったのは、平成8年7月8日に、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議が公表した「近代の文化遺産の保存と活用について（報告）」の中の「生活文化・技術分科会関係」という名で公開された報告書の該当ページであった。 「我が国の近代の生活文化・技術は、近代以前の伝統的な文化と、海外から流入した外来文化がそれぞれの文化的領域を確保しつつ、この両者の折衷・融合によって新たに創造された文化が巧みに調和し、物質的な豊かさを背景にして多様な展開を示してきた」という極めて良識ある妥当な認識の下、新たな時代状況における近代における文化遺産の保存と活用について、誰が考えても、了解可能な提言がなされていた。 しかしながら、今回のパブリックコメントの募集が掲載されると、上記文書は後景化し（簡単には検索できないようになってしまった）、「生活文化」の定義も、平成29年6月23日の「文化芸術基本法」の定義（12条）である「生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）」と限定され、矮小化された定義に後退してしまった感を持っている。「文化芸術基本法」の「生活文化」の定義は、平成13年12月7日に公布された「文化芸術振興基本法」の「生活文化」の定義を改訂し、そこに食文化を付加したものであるが、これはユネスコの無形文化遺産条約に「和食 日本人の伝統的な食文化」が登載されたがゆえの加筆であろう。茶道や華道や書道の団体が無形文化遺産登録を望んでいるのは周知の事実であるが、今回のパブリックコメントの募集も、それと深く関わっているは容易に推測される。 だが、無形文化遺産登録を希望しているのは、茶道や華道や書道だけではない。きもの（和装）や俳句、短歌などの団体も同様であることは、すでに報道もなされている。「文化芸術基本法」の定義に絞ってしまうと、習い事の世界に優劣をつける結果に陥りはしないか、また学術的世界で一般に使われている「生活文化」と、「文化芸術基本法」のその定義には、大きな乖離があり、学術の方にも悪い影響を与えてゆくのではないかと危惧している。

	審議の過程でも（「各回の主な意見」をみると）「生活文化」という用語の使用をめぐって、いろいろと議論のあったことが推察されるが、「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる（第４次基本方針）（平成２７年５月２２日閣議決定）」で示されていた、「地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、衣食住に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした「くらしの文化」の振興を図るとともに、国民の間で定着し、長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動を推進する」という文言とも、矛盾しているのではないか。 少なくとも「生活文化」の定義を、「生活文化（茶道、華道、書道、衣食住その他の生活に係る文化をいう。）」に拡大しておかないと、今後、将来にわたって、いろいろな齟齬を生み出す原因になることを懸念する。
35	文化財を取り巻く現状と課題 生活文化を対象にするならば、もっと人口減、少子高齢化、過疎化、コロナ禍に対応する展望をもって登録にしてほしい。現行の考えではそれらの解決につながらない。生活文化として対象にしているものの中には教育や産業の分野で以前から顕彰され振興の対象となっているものがある。これが従来の文化財とは異なる点である。国民からすると今回の企画は「いまさら」「有形」「有形民俗」と同じタイミングで措置すべきであった。 コロナ禍のいま生活文化こそ国民に身近で日々の生活のよりあいになるものである。 各課題に対する対応方針 （１）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について 西洋マジックや漫才、現代アート作品は従来の文化財のとらえ方からすると違和感がある。これらの登録はまだ早期である。歴史的に評価が定まったからでかまわない。 （２）多様な文化財の保存・活用について 保存・活用促進⇒インバウンド需要への作用が書かれているが、外国人の観光のために登録しようというのは筋違いです。まず国民の中に浸透し国民が理解を持ち、技術支援や後継育成を行う機運と行政の支援が必要です。これがなければどの文化も本来の価値の存続は難しいです。技術伝承や国民が体感する場の資金援助が必要。 （３）地方公共団体における登録制度について 地方ではまだ国以外の登録制度が醸成されていない。 今後について 分野別の検討ではなくて複数の文や横断的検討でないと地域の文化財保存の実情とずれてしまう。
36	（３）地方公共団体における登録制度について <具体的な方策>

	・地方公共団体で登録制度を設けることだけが方策となっており、国・県でのバックアップが見受けられない。元々補助制度の少ない登録制度の枠を広げるだけでは、登録された文化財の保存に繋がりがづらいのではないかと。 ・そもそも「所有者に金銭的余裕があり、保存体制も整っている」ものでなければ指定や登録がしづらい現状がある。国の登録有形文化財でさえも、所有者による管理ができなくなり、結果登録された建物を解体する事例が増えている。登録数の増加を推進しても、補助制度による支援が無ければ保存活用につながらないのではないかと。 ・国・県による登録有形文化財への補助は規定が厳しく、災害等が原因でも小破では補助が出ない。仮に市町村で登録制度を設け、国・県では補助できない部分を補う場合、金銭面に余裕のある市町村と、ない市町村で補助に差が出てしまい、文化財の保護に格差が生じる危険がある。国・県での登録文化財に対する補助を充実させ、保護の格差が生じないようにしてほしい。 ＜検討すべき論点＞のうち（地方公共団体の体制充実） ・市町村における文化財担当者は、専門部署があれば専門職員を確保しやすいが、専門部署がない市町村では、専門職員も一般行政職であることが多い。そのため、専門知識を有していても異動により文化財担当ではなくなることや、後任職員が専門知識を有しておらず苦労すること等が起こっている。そのため、特定の学科を専攻したもの（史学科など）や採用後の経験実績等の基準を設け、文化財担当職員の位置づけを国で示し、専門知識を有する人材を文化財担当者に据えるような体制を充実させてほしい。 以上となります。よろしくお願いします。
37	茶道、華道、書道といった生活文化の保存、活用の必要性についての認識が高まってきたことについては歓迎いたします。 ただ、1. 文化財を取り巻く現状と課題の＜課題＞にある、“生活文化など現時点では文化財保護法上文化財としての価値付けが定まっていない分野”とあるように、文化芸術基本法の第12条に茶道や華道が他の国民娯楽などの生活文化と一緒に表記されていることが、価値付けが定まらない要因になっているのではないかと推察します。本来は、「第10条 伝統芸能の継承及び発展」と同じ立ち位置であるべきではないかと、茶道、華道はどちらかというと同じく伝承するものとして、伝統芸能と同じ枠に入るものではないでしょうか。この法律を見ると、娯楽、出版物、レコードと同じ枠に入っています。娯楽には家元制度もなく、継承、振興は必ずしも求められない。この第12条にひとくくりにされていることが、そもそも華道の捉え方が違う要因となっているのではないかと思います。 歌舞伎や文楽、狂言なども、元々は庶民を楽しませる生活文化としての娯楽であったが、そこから技や考え方を継承していく中で、家元制度ができ、「伝統」になっていったのではないのでしょうか。そういう点においては茶道や華道も同じと考えます。ただ、今の伝統芸能は「個人」に対しての保存、支援のような感じがします。基本理念第2条3項、6項、8項が反映されていないのではないかと考察します。

より適切な方策、保存、活用を講じていただきたいと思います。

(2) 多様な文化財の保存、活用について

具体的な方策について

<生活文化>

食文化に「ハレとケ」という特別な日の文化と日常の生活の文化のように、華道にも2つの性質があります。室町時代の書院造りの誕生によりできた「座敷」「床の間」の飾りとしての厳しい規則性のある立花・生花と呼ばれる「格花（かくばな）」と、日常生活を彩るために飾られる花や創作を楽しむ為の花、これらは総じて型や規則のない「創作の花（自由花）」です。

華道の世界の特徴として、「格花」は流派の個性や主義主張とイコールであり、「格花」と「創作の花」を一緒に考えるべきかどうか考慮する必要があると思います。

「格花」には普遍的な型があり、「創作の花」には暮らしの花（この点が娯楽かもしれない）であることから変化していく習性があります。また、近年流行りのフラワーアレンジメントと、この「創作の花」との違いも明確にしなければ、「華道」という伝統文化としての説得力はなくなり、文化財保護という観点からみて、価値がなくなるおそれがあると思います。

生活文化だから、部屋に花を飾ること＝華道ではなく、何をもって「華道」とするのか、「創作の花」を含めた華道としての判断基準を示す必要があると思います。

<現代アート作品の観点より>

茶道や華道が生活文化として我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存や活用、振興を図っていただきたいのですが、（現代アート作品）としても、特に華道は有効活用できるものではないかと思っています。

華道は生活文化として日本の伝統文化として、その技や理念を普及、振興していますが、いけばな作品に関しては、一般の方から見ると芸術作品として見られることが多く、茶道の茶碗や茶杓などが、日本国内外で芸術作品として取り扱われていることも同様ではないでしょうか。いけばなは、絵画や彫刻のように、茶道の茶碗や茶入れなどのように、その形をとどめることはできません。生きた植物を扱いますので、数日でなくなってしまう。ただ、その瞬間は確かに存在し、見る人を魅了します。そういった点から考えて、「華道」「いけばな」が日本の伝統文化の価値、日本のアイデンティティを国際社会に発信するための現代アートとしての役割も持っているのではないかと思います。

現在、アート作品は有形文化財として、原則、制作後 50 年経過したものとありますが、日本の文化価値を高めるためにも。いけばなの活用を国に求めます。

以上

38	1. 文化財を取り巻く現状と課題 文化財としての価値付の定まっていないものも含めた文化財の特性に合わせた保存・活用を図ること、また従来の重点保存主義にとらわれない、幅広い保存・活用の措置を講ずるという方向性について、大枠では賛同できる。ただし、その後の課題認識には、いくつか理解し難いところがあるので、以下に指摘させていただく。 ここで新たな保護の対象として大きく取り上げられている「生活文化」なるものは、その言葉だけ聞けば非常に幅広い文化を指すように思われるが、実際に具体的な例として挙げられているものは、茶道・華道・書道や食文化など限られたものに終始している。私見では、食文化はともかく茶道・華道・書道などは「生活文化」という言葉から連想するものとはかけ離れている。法的な保護の対象とするのであれば、「生活文化」というものの定義とその内容、またそれを保護する意義について、まず明確にすべきである。そうでなければ単に支援を要望してきた業界に場当たり的に対応しているようにしか思われない。 また現在のコロナウィルス感染症の拡大状況を、保護対象の拡大等の理由として説明するのは不適切だと感じる。法律や政策は一度制定されると以後数十年にわたって様々な施策が行われる拠り所となる。それを一時期の状況を理由として改変するのは危険である。現状は確かに厳しく、様々な文化活動に大きな支障となっているのは十分に理解するが、それは特例措置として救済や支援の方法を考えるべきである（これについては既存の文化財も含め、緊急の課題として取り組んで欲しい。それと法律や制度の改変という慎重な議論が必要な問題は分けて取り組むべきだと考える）。 2. 各課題に対する対応方針 （１）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について 無形文化財や無形の民俗文化財に登録制度を導入することは、保護の対象を広げ、また柔軟な保護・支援施策が期待できるということで、基本的には賛同できる。ただしこの叩き台の全体を通して、「登録」によってどのような補助や支援が得られるのか、具体的な言及が全く無いのが気になる。どのような国庫補助の対象となるのか、どのような保存や活用の措置が可能になるのか、どのような現状変更の規制がかけられるのかといった、他の文化財に準じた具体的な保護や支援の内容がほとんど分からない。すでに他の文化財分野で登録制度が実施されているのだからそれに従うということかもしれないが、無形文化財や無形の民俗文化財の場合、そもそも指定・選択の場合でも保護の手法が他の文化財と大きく異なるのであるから（例えば無形の民俗文化財には現状変更の規定がないし、無形の文化財以外には記録選択の制度はない）、これらに登録制度を導入した場合の具体的な保護や支援のあり方が見えないと、たんに「登録」という価値付けだけの制度かとも思われてしまう。 3 ページの〈具体的な方策〉の項には、インバウンド需要に応えるとか、ユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しなどという指摘があったことが述べられているが、この文化財制度の改変における文化財の活用のイメージがそのようなものであるなら、文化財保護の制度はそれに十分に応えられるものにはなっていない。文化財の補助金では集客イベントは開催できないし、ポスターを作ることすらできない（無形民俗文化財の補助事業に関わった経験から）。町おこしのイベントに民俗芸能
----	--

団体に出演してもらう際に、「国指定重要無形文化財」として紹介することは、文化財に指定された本来の公開のあり方とは異なるので望ましくないという報告を聞いたこともある。制度に期待されていることと、制度の実態にはかなりの懸隔があると思われる。これらの文化財が保護され継承されていることによって、結果としてそれが観光振興などにつながるのは結構だと思うが、制度の改変の議論としては「保存や継承を実現するために何が適切か」ということにとどめておくべきではないか。なおユネスコの無形文化遺産制度においても、タテマエとしては、遺産の観光資源化や商業利用は認められておらず、それを前面に出すとネガティブな評価をされるはずである。

（２）多様な文化財の保存・活用について

生活文化等については、すでに指摘した通り、まず「生活文化」の定義や範囲を定め、全国的な実態等を把握し、中長期的な観点での推移の見通しを立てた上で、保護が適切か、どのような保護の手法をとるべきかの議論につなげるべきである。このことは、この叩き台案でも十分に配慮されていると理解できるので、その意味では叩き台案に賛成する。安易に既存の文化財のカテゴリーに保護対象を拡大して追加するような措置では、すでになされてきた指定・選択の根拠や保護の取り組みとの間にズレや混乱を生じさせられると思われる（例えば生活文化の保持者や保護団体をどのように認定するか、国庫補助事業等を実施する際の主体は誰がどのように担うのか等）。

現代アート作品については、正直に言って、なぜこの議論に含まれているのかが理解できない。登録であっても有形文化財であれば「我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの」という定義にかかるものになるが、伝統的な文化財ですら問題を指摘されることが多いのに、現代アート作品の歴史上・芸術上の価値を国が判断することができるのか、またその作者や所有者はそれを望んでいるのか、疑問である。「作品」であるから有形文化財に近い形で保護が想定されているのだろうが、保護をするためには様々な規制が伴うということを考えるべきである。現代アート作品の場合、まだ作者が生存している可能性も高く、作者や所有者がもつ著作権や財産権と、文化財としての保護の施策が利害的に相反することも多いのではないか。とりわけ現代アート作品の場合、所有者の多くは個人のコレクターであろうと考えられ、その私有財産に規制をかけることは不適切であると思われる。売りたいときに売れないとか、公開したくないのに公開の義務を負うというようなことが想定される。根本的に「文化財として」保護をする必然性が理解できず、保護が必要であれば別の法的枠組みで考えるべき問題ではないか。また現代アート制作の「活動」を保護するのが目的であれば、伝統的な様式や型を重視する文化財の枠組みで考えると、アーティストの自由な創作を妨げるような性格が強くなるように考えられ、これも芸術文化振興などの別の枠組みで取り組むべき課題かと思われる。

（３）地方公共団体における登録制度について

地方公共団体において、幅広く地域の文化財の保存・活用の取り組みが進められることは、総じて賛成できる。ただしそれが国の文化財保護における責任放棄（自治体に丸投げ、地方自治体の自己責任）とならないよう、十分な配慮をし、支援体制を構築することが必要である。「地方公共団体の体制充実」および「３．今後に向けて」

	の「地域における体制の充実」の項には、地方自治体に対する「期待」は書かれていても、国がどのようにそれを支援していくかの具体的なヴィジョンをうかがうことができない。地方自治体における登録制度の構築やその運用に関するノウハウや情報の提供、また登録の実務や登録された文化財の保存・活用のための財政的支援など、国の果たす役割を明確にしなければならないと思われる。 以上
39	(2)多様な文化財の保存・活用について 伝統的な大衆芸能の保存に関しまして「浪曲」が気がかりです。歴史的、あるいは現状におきましても、種々問題は内包しているように思いますが、それゆえに調査は始めてもよいのではないかと思います。 また、重要無形文化財保持者（各個）の場合、医学の進歩による平均寿命の延長と認定者の実情に問題が生じていないか、検証される必要があるのではないのでしょうか。
40	1 について 1 ページ 26 行目の末尾 「また 2015 年に国連の策定した「持続可能な開発目標」においても、人間居住と文化遺産など、文化の持続可能な開発への貢献が求められていることから、持続可能な地域の形成と文化財という見地からの考察が必要である。」という文章を追加されたい。 理由 世界の文脈の中での考察という意味で、文化財と国内の事情という文脈よりも広い視野を入れるべき。 2（1）について 3 ページ 18 行目 －「地域の人々の意識が変わり」の前に「教育活動等の振興により」を入れるべきと考える。 理由 有形の文化財については多くの地域で世界遺産学習として学習活動が行われているが、無形の文化財についてはさほどではない。位置づけのみによって、意識の変化が起こるとは考えられにくい。なお持続可能な開発目標 4.7 参照。

ー「そうした取り組みが来るべきインバウンド需要を迎えるに当たっても」を削除し「そこから生まれた地域への誇りが地域活性化への取組につながるなど」を代わりに入れるべき。

理由

文化財の保護活用の効用をインバウンド需要の増大に求めるのは皮相にすぎないか。またポストコロナ禍で求められているのはインバウンド需要への対応ではなく、むしろデジタル等による積極的な情報発信ではないか。

3 ページ 22 行目

「ユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しすることにつながり」を削除し「ユネスコの無形文化遺産制度との親和性を増すことにつながり」を代わりに入れるべきと考える。

理由

文化審議会として、無形文化遺産登録という現象的なものに着目するべきではないだろう。また後押しするかどうかという運動論の話はここでは適当でない。

2 (2) について

7 ページ 5 行目

「書初めや七夕等の行事の更なる支援を行うとともに」は削除が適当。

理由

残後の文脈から見て唐突であり、何を念頭に、行事の更なる支援を求めるのか不明。そもそも国の事業なのか。

3 その他

生活文化、特に書道は教育課程に取り込まれ国民生活に浸透している。これと、無形文化遺産条約の重視するコミュニティ等の関係をどう整理するのが課題と考えるが、何らかの形で本文にその問題意識を書けないか。成案がないので「その他」として書かせていただく。

以上

41	2について。 無形文化財及び無形民俗文化財が国登録になることでの地元のメリットを教えてください（補助金など）。
42	2について [登録制度について] 現状の国の登録制度（建造物、美術工芸品）の問題点が洗い出しされないままに、質的に違う無形・有形民俗文化財に対しても同様の登録制度を充てるとするのはいかなものか。 現状の登録制度についての問題点を以下に列記する。 ○建造物の外観のみを保存の対象にしているため、内装などが修理により不適切な方向に改変されてしまう。 ○登録文化財の修理に対する助成措置がもともと不十分で、所有者と地元自治体の努力を促すだけに留まりがちである。 ○国指定文化財じたいが、修理の理念、具体的方針が、美術工芸の観点からは首肯しがたい場合が少なくない。まして登録文化財の望ましい保存修理の方向性を、そのような問題意識をもたない地元自治体職員や大学等学識者に求めることに無理がある。 ○たたき台で述べられる地方の文化財指定との関係が周知されていない。いくつかの県の文化財保護審議会委員を経験しているが、県内文化財の国指定、県指定、登録指定の短期・中期方針が、審議会の議題として審議されず、国の担当者が県の担当者と勝手に話しを決めている、という印象が強い。 ○自治体も、自前の指定をするとただちに修理費補助の問題が発生するのを危惧し、上記審議会でも議論のないままに、安易に登録をめざす、という場合が多い。 ○美術工芸品の登録については、上記、建造物登録の問題が改善されない以上、安易に軒数を増やすと、文化財的価値を毀損する安易な修理を結果的に促してしまうことになるので、無条件に増やすべきではないと考える。 ○無形文化財、無形民俗文化財の登録制度についても、「保存すべきもの（改変不可）」「改変も可」の線引きが、工芸系、民俗系の学識者の間でも大きく異なるので、有形民俗や美術工芸の保存修理の機微を知る学識者による議論を経ないまま、「指定文化財のような規制をかけないのが登録」という前提の制度設計は賛成できない。 [国・地方の文化財指定について] 登録制度で文化財の保存・活用のすそ野を広げる、という趣旨じたいは首肯できる。しかし以下に挙げるように、そもそも国、地方いずれの文化財指定・保護行政がけっして十分とはいえない現状があり、登録制度など事業拡大によって、事態がさらに悪化することも危惧される。 ○国の文化財保護行政の根幹を担うべき文化財調査官の人員が十分といいがたく、国指定の案件が少ない、スピードが遅いなどの状況がある。

	○地方の審議会にあっても、委員に保存・修理にまで精通した学識者は必ずしも多くなく、国と同様に、本来指定すべき文化財を多く擁しているにもかかわらず、指定の案件が少なく、スピードが遅いという実態がある。とくに前回保護法改正を受けた文化財保存活用地域計画を立案したとしても、その柱であるべき文化財の指定、保存・修理を担う自治体の専門職員と審議会委員など学識者が手薄な状況では、実効を伴う地域計画の推進が危ぶまれ、たとえば公開優先の拙速な修理が横行しかねない、という現状認識をすべきである。 [総論として] 上記２項を鑑みると、前回、そして今回の文化財保護法改正に通底する、地域活性化のため指定・未指定文化財の保存・活用についての主体性を地方に求めようとする基本方針は、各分野の保存・修理の考え方と方法についての学識者・所有者・修理者・行政の４者の真剣な議論をリードする人材が担保されなければ、かえって文化財的価値を損なう事態が危惧される。それを防止するために、様々な局面での国、都道府県、市町村の文化財行政の責任の明確化と情報の公開が必須である。
43	＜２（１）＜必要性＞について＞ これまでの文化財指定等では、各基準に照らして文化財の価値の根拠と本質を見極めて評価がなされ、保護すべき点を明確に示されてきた。保護すべき価値や本質が明らかであればこそ、保存や修理、活用の方針を立てることも可能となる。 一方、今回示された邦楽や邦舞、茶道・華道、書道等の生活文化の日常的な教授活動を保護対象とする考え方では、保護対象の裾野があまりにも広く、一方で守るべき本質の所在が不明確すぎる。また、「当事者からの声」を根拠に保護制度を確立することは、当事者に広く保護対象となることを期待させるものであると思うが、保護対象の基準を明らかにしないまま制度を作るとは、誤ったメッセージを送ることになりかねないので、保護制度が作られるときには、保護対象基準も明確になっている必要がある。 ＜２（１）＜具体的な方策＞について＞ 「登録制度を創設する場合には、多様な内容に対応できる的確な登録基準を定め、柔軟に運用していくことが重要である」とあるが、多様な内容に対応できる基準とは、「的確」ではなくむしろ「曖昧」にならざるを得ず、さらにそれを柔軟に運用すれば、何でもあり状態になりかねない。 補助制度がどの程度用意されるのか不透明ではあるが、無形であるがゆえに、有形よりも一層曖昧なものとなる可能性が高い。 制度創設の目的が、冠をつけることにあるのであれば、補助制度は伴う必要はないと思われる。 ＜２（２）多様な文化財の保存・活用＜必要性＞（生活文化等）について＞

「生活文化は、例えば書道のように・・・・・・変化を前提として、どのように保存・活用を図るかという視点も重要である。」とあるが、守るべき価値や本質を明らかにしないと、文化財は、跡形もなく変化してもよくなったという誤ったメッセージを発信することになりかねない。検討途上で、何らかの結論を出す段階にないという印象を受ける。少なくともこの理念を文化財保護法に取り入れるのは時期尚早であり、「民意の創意による振興を妨げないよう留意しつつ、その保存を図る」のであれば、現状のとおり、文化芸術基本法に位置付けられていることで十分と思われる。

< 2 (2) 多様な文化財の保存・活用<必要性> (現代アート作品) について >

日本の優れた作品を日本で評価することは大切なことであると思うが、世界を舞台に活躍したい、作品を遺したくない（消えることに意味をもたせる）アーティストもいると思われる。「慎重な議論を要するという指摘がある」とあるとおり、保護対象とすべき「現代アート」の定義付けも含め、まだ、これから検討を始めるべき段階であると考えている。

また、寄席の西洋マジックや漫才を日本の文化財として保護するのであれば、今一度「文化財」の定義や、保存すべき価値の所在を明らかにするとともに、その価値の堅持を条件とするべきである。

< 2 (3) 地方公共団体における登録制度について<検討すべき論点> (地方登録を促進するための取組) について >

地方公共団体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切と思われるものについて、国に登録の提案をできるようにするとあるが、希望が殺到する可能性がある。国の登録とすべきか否かは国が判断すべきことであり、提案したものがすべて登録になるのであれば、かえって意味がなくなる。

< 3. 今後に向けて (指定文化財の確実な保護) >

国も自治体も補助金の枠に制限がある中で補助対象となる制度を拡充すれば、限られた予算を奪い合うことになり、結果的に指定文化財の支援措置が薄まる可能性が高い。

「その他意見」

・今回のパブコメは、この「審議のまとめ」をどのような形で実現するのかを明示しておらず、漠然としすぎている。文化財保護法改正が視野にあるのであれば、その旨を広く示した上でパブリックコメントを実施するべきである。

44	(2.各課題に対する対応方針（1）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について） ・無形民俗文化財の保護において、登録制度の活用は、有効な手法であり、今回の企画調査会において検討されている方向性で制度改正がされることを期待します。 ・また、登録制度を保存・活用に生かしていくための財政的な支援の検討を望みます。 (2.各課題に対する対応方針（3）地方公共団体における登録制度について） ・国登録制度とのすみ分けを整理した上で、無形民俗文化財だけではなく有形文化財等も含めた形で、文化財保護法のなかに地方登録制度の根拠規定をおいていただくことを希望します。
45	1 文化財を取り巻く現状と課題について 1 ページ 28 行～2 ページ 6 行 生活文化など現時点では文化財保護法上文化財としての価値付けが定まっていない分野や、従来は歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではないと考えられてきた文化財について、その特性に応じた保存・活用を図る必要があること、また、無形の文化財については、重要なものを重点的に保護する指定制度により、保持者等への助言・勧告等の保護措置を通じて保存・活用を図っているところ、上述の危機的状況も踏まえて、より適切な方策により、幅広く保存・活用の措置を講じていく必要があること 【意見】 我が国の多様な文化財を適切に保存・活用するため、適切な保護措置を講じることが必要であることは理解できます。しかし、伝統文化、生活文化に対して、文化財として保護が必要というのは、飛躍した議論ではないでしょうか。それらを、文化財として取り扱うには、何を守り（保存）、何を伝えて（継承）いくのかを明確にしていくことが必要不可欠です。 「1. 文化財を取り巻く現状と課題」で抽出された課題に対して、「2. 各課題に対する対応方針」が記述されていますが、これは課題に対する対応方針になっていません。課題として提示しているのは、 ①価値付けが定まっていない、学術的蓄積が不十分な文化財についての保存・活用に必要 ②無形の文化財について現在以上に幅広く保存・活用の措置を講じていく必要 ③地域における文化財の保存・活用の充実に向けた方策

であって、①に対して①'の施策、②に対して②'の施策、③に対して③'の施策として提示すべきであり、「無形文化財および無形の民俗文化財の登録制度」(以下、無形の登録制度)の新設ありきの議論が行われているかのように感じられます。すでに新聞でもそのような報道が行われており、本パブリックコメントについてどの程度検討されるのかさえ、疑わしく感じられます。保護の制度と、プロモーションの議論は明確に区別し、保護の議論を行うべきではないでしょうか。

2 各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

2 ページ 19 行目～3 ページ 5 行目

<必要性>

無形の文化財に関しては、平成 18 年にユネスコにおける無形文化遺産保護条約が 発効し、これまでに、我が国から 21 件の無形文化遺産が代表一覧表に登録されている。また、地方創生に向けた取組と相まって、各地域において、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、無形の文化財の保存・活用に対する認識が高まっている。

また、地方公共団体によっては、独自に条例等で無形の文化財の登録等を行うことにより、緩やかな保存・活用の措置を講じているところがある。このような地域における取組の過程で、保存団体が結成されるなど、地域において当該文化財の保存・活用に向けた機運の醸成や自主的な活動にもつながっているとの指摘がある。

一方で、従前から、継承の担い手の不在や用具や材料の安定的な供給不安による散逸・消滅の危機は、文化財の保存・活用に関する重大な課題であるが、無形の文化財についても、生活様式の変化や担い手の高齢化等により、その存続が危ぶまれるものが増えているとの指摘がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に無形の文化財の保存・活用に対しても深刻な影響を与えている。例えば、歌舞伎、落語、能楽などの芸能に関する公演等について、約 4,300 件以上が中止又は延期を余儀なくされ、その発表の機会が失われているとの調査結果がある。また、地域の伝統行事なども中止等が相次いでいる。特に、邦楽や邦舞、また茶道や華道、書道等の生活文化においては、当事者の声として、継承の基盤となる日常的な教授活動が継続できなくなっていることが指摘されている。これらの文化財に関しては、公演や行事の実施や日常的な教授活動が、その保存・活用に重要な役割を担っているため、今般のコロナ禍によってその継承が十分に行われないおそれのある危機的状況である。

【意見】

ここで記述している内容は必要性の説明ではなく、現状の説明であり、「1. 文化財を取り巻く現状と課題」に記述すべきものです。つまり、無形の登録制度の創出の説明にはなっていません。

3 ページ 15 行目～24 行目

無形の文化財においても同様の取組が期待される。この点について、例えば、国が地域の郷土食を無形の民俗文化財として価値付けることによって、地域の人々の意識が変わり、その保存・活用の促進につながるとともに、そうした取組が来るべきインバウンド需要を迎えるに当たっても極めて有効に作用し、それが更なる保存・活用の取組につながっていくという好循環の創出が図られるとの指摘もあった。このほか、例えば、書道や日本酒等については、登録制度の活用により、保存・活用の担い手や対象等が明確になるとともに、現在のユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しすることにもつながり、その結果、国内だけでなく国際的にも認められ、これらの保存・活用がより一層図られるとの指摘もあった。

【意見】

（１）価値づけについて

ここにおいても指摘されているとおり、登録無形民俗文化財は「国が・・無形の民俗文化財として価値付ける」とされています。登録制度にあたっては、文化財の価値づけを前提にしていることが読み取れます。

無形の文化財の価値づけは記録の作成によって行われます。すなわち、無形の登録制度を進めるには、文化財としての本質的を価値の見きわめるために、記録の作成が必要となるわけです。この場合、無形の文化財に設定されている「記録選択」との区分が難しくなるのではと懸念します。無形文化財、無形民俗文化財には、記録選択という保護の手法があります。これは、調査や映像による記録を作成し、文化財として、何を守り、何を伝えていくのかを明確にしていくものです。そもそも無形の登録制度は必要なのでしょうか。登録制度が必要というのであれば国が自ら調査や記録作成を進めていく必要があります。

（２）無形の文化財の特質について

有形にある登録制度を、無形にもということですが、有形文化財と無形の文化財、とくに無形民俗文化財の間には、価値づけにおいて大きな違いがあります。有形文化財は、意匠的、技術的に優秀なもの、あるいは歴史的、学術的価値が高いものとして整理されており、いずれにしても「価値の高いもの」が保護の対象とする要件です。一方、無形民俗文化財は、「典型的なもの」「基盤を示すもの」等のうちで「重要なもの」であり、価値の高低を問いません。これは、無形民俗文化財は人の行為で

あり、人の行為に価値の高低をつけることは不可能であるという認識に立つものです。無形の登録制度は、人の行為を価値の高低で判断しないとしてきたこれまでの無形の文化財の保護の根幹をゆるがす制度設計といえます。

（３）活用に係る課題

無形の登録制度の導入は、保存と活用についても混乱を招くと考えます。文化財の保存・活用という言葉を、この「まとめ」では何度も使っています。しかし、審議の内容やまとめをみても、文化財の保存とはどういうことである、活用とはどういうことであるという指摘はどこにもみられません。文化財にとっての保存および活用を明確にすることこそ急務ではないでしょうか。

例えば、指定の無形民俗文化財の行事で、山車を引く人が足りないので車輪の駆動の部分に現代の技術を加えて引きやすくするというのは望ましい保存であるのか。ある民俗芸能で継承している５つ演目について、地域の文化祭で演じるにあたり短縮したダイジェストを考えて演じることは望ましい活用にあたるのか。こうした問いに、このまとめからは答えが見出せません。

特に、文化財の活用については、近年、研究が多く進められており、これまでの「活用」の議論はすべて、活用に伴う効果にばかり目がいており、「活用」によって得られる経済効果（それに伴う地域振興）の最大化を図ることが目的となっています。さらに、文化財を保存するために「活用」を方便として経済的利益を得るものと、経済的利益を得るために文化財を「利用」するものとは本質的に異なりますが、現在では後者が主流となっています。

一方、文化財保護の現場（保存と活用を推進する現場）では、いかなる保存と活用が、文化財の価値を継承し、伝えることができるかという議論を常に行っています。これは活用の方法論の議論であり、効果の議論とは一線を画するものです。特に、無形の文化財の場合は、保存・継承、活用の境界は明確に引くことは困難で、先の山車や民俗芸能の事例は活用の議論であると同時に、保存・継承の議論でもあります。

文化財保護の現場は、今日、経済効果の最大化が得られるよう文化財を利用することを求められながらも、どのようにしたら文化財の価値の保存、文化財の価値を伝えることにつながるか、思い悩みながら努力しています。企画調査会は、文化財保護の現場の立場や国民の立場に立脚し、無形の文化財における保存とは何か、活用とは何かを明確に示したうえで、新たな施策について立案すべきと考えます。

（２）多様な文化財の保存・活用について

５ ページ 13 行～18 行

生活文化は長い歴史を通じて日本国民が伝承してきた我が国の伝統的な文化である。それらの確実な継承は、未来に渡って日本文化の特色と多様性を示すために欠くことができない。また、比較的最近成立した無形の文化財や各地で人々の生活とともに始まった伝承、さらに我が国の美術品で比較的最近制作されたものも未来の日本文化にとって大切なものである。そこで、これらの特性を慎重、かつ的確に把握したうえで、その将来的な保存・活用に向けた取組を実施していくことが必要である。

【意見】

生活文化、最近成立した無形の文化財・伝承、最近制作された美術品をここにおいて、なぜ特に抽出したのか、また「欠くことができない」、「大切」としている理由が不明で、それらを保護の対象に組み込む必要性の説明になっていません。

6 ページ 5 行目

生活文化に係る文化財の保存・活用を図っていくに当たっては、こうした指摘を十分に踏まえながら、適切な保護の在り方を検討していく必要がある。

【意見】

ここでは、生活文化をなぜ保護していく必要があるのかを述べる項目であるにもかかわらず、すでに文化財として保護する対象とし、その保護の方法を検討する必要があると述べています。

また、ここでも保護の方法について議論がなく、保護の対象として組み込むことが表明されています。これは、実際の保護に取り組む現場にとって、混乱を確実にまねく状況となります。これまでの文化財保護はまず、保護の手法を実施し、その後、その手法を保証する制度の構築を行ってきました。まず、何をするか、具体的に考え、実行することから、保護は始まり、制度はあくまでそれを保証するものです。

今回の議論においては、保護の対象にすることを前提に、その課題を検討しており、生活文化を保護の対象として文化財保護の体系に組み込むことを意図しているとは思えません。

6 ページ 18 行～20 行

我が国の多様な文化を守り発信していくため、また、今後も我が国から優れた作品が創出される環境を維持・発展させる観点から、こうした分野の作品についても、積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待されている。

【意見】

現代アート作品について、維持・発展させることについては、異論の余地はありません。ただ、「文化財保護制度」に組み込むことについての必然性が一切説明されていませんし、50年以上経過していないものを文化財としてとらえることは可能なのでしょうか。特に、美術、芸術の保護と振興については、戦前に宮内省所管の帝室技芸員制度から開始し、文部省所管の帝国芸術院へとその「保護」が引き継がれ、戦後、無形文化財が存亡の危機にある「日本の伝統文化」の保護、日本芸術院が「芸術」の振興と所管が分離していった経緯があります。以上のことから、現代アートについては、文化財保護の枠組みではなく、芸術振興・顕彰の枠組みにおいてなされるべきと考えます。

7 ページ 5 行目

そのため、国においては、書き初めや七夕等の行事の更なる支援を行うとともに、こうした生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用について検討・実施していくことが求められる。

【意見】

生活文化の保護として、無形の登録制度の活用が挙げられていますが、無形の登録制度はすでに存在しているかの印象を受けます。

また、制度を利用することは、保護ではありません。その制度を利用して、実際にどのように保護の措置を実施するのが重要です。この項目においては、「書き初めや七夕等の行事の更なる支援」のほか、「実態を調査」することはうたわれていますが、生活文化について、誰に対して、いかなる保護（保存・継承と活用）の措置を行うのが全く提示されておらず、文化財保護の現場に混乱をもたらすことが明らかなです。

（3）地方公共団体における登録制度について

8 ページ 18 行～20 行

こうした状況から、地域計画の策定等の過程で新たに把握される未指定の文化財について、地方公共団体において積極的に保存・活用が進められるようにすることが必要である。

【意見】

未指定の文化財の保存と活用が進められるようにすることについては、異論ありませんが、行政（文化財保護の現場）が未指定文化財を保存・活用する根拠をしっかりと提示すべきと考えます。未指定の文化財の保存と活用と、登録制度との間に、論理的な関係性はないものといえます。また、無形の登録制度そのものは、すでに指摘したように大きな課題があり、制度設計そのものに無理があると考えます。

なお、文化財の登録制度は、文化財の保護の制度であって、顕彰の制度ではなく、明確に区別するべきと考えます。

3. 今後に向けて

9 ページ 32 行

地方公共団体において、登録制度の趣旨を踏まえて、積極的な文化財保護の取組が行われるためには、専門人材の確保など体制の充実が重要である。

その際、域内の大学との連携により、人材育成や文化財保護の取組を推進している事例も報告されており、地域における体制充実のための施策に当たり参考になると考えられる。また、域内だけに留まらず、様々な手段で全国に広く協力を呼びかけていくことも考えられる。

【意見】

文化財に関する研究は、これまで、考古学や民俗学、美術史や建築史等、文化財の価値について個々の対象の研究は進んできたといえます。ただし、それらはあくまでも考古学、民俗学等の研究対象としてです。その対象の文化財そのものの位置づけや法令・条例規則に則った行政的な文化財の位置づけなど、文化財の保存あるいは活用といったことの研究は必ずしも進んでおらず、人材もないというのが現実です。大学との連携を指摘されていますが、まずは国の施策として、文化財保護の方法論（実践）を専門とした人材の確保を担保していく必要があります。制度はあっても、それを理解し進められる人材がいなければ、国や地方への浸透は図れません。

そのうえで、新たな制度を設計するにあたっては、すみやかに地方への財源の移譲を進めるべきと考えます。

10 ページ 7 行

(指定文化財の確実な保護)

今回創設する無形の文化財を含む登録制度について、指定制度を補完する幅広い保護措置との趣旨に沿った運用とすることは当然であるが、そのために、手厚い保護の求められる重要文化財や重要無形文化財といった指定文化財の指定や支援措置がおろそかになってはならない。国においては、指定文化財の確実な保護も念頭に置きつつ、登録制度の積極的な運用を行っていくよう求めたい。

【意見】

ここまで指摘してきたように、無形の文化財は、その性質から、登録制度がなじまないことは明らかで、保護としてどのような措置をとるのか具体的な内容がなく、あくまでも制度の創設ありきで今回の議論が進められているようにみえてなりません。

現に、各地域において、存亡の危機に瀕している様々な祭礼行事や風俗習慣をどうすれば遺していけるのか、これに対して、これまでの文化庁文化財部門が提示してきた方策は「記録の作成」です。しかし、文化財保護の現場は、無形の文化財は変容していくことを容認しつつ、それでも何を保存すべき価値と考え、どのように現代の人々、後世の人々へ守り伝えいくかについて、常に真剣に議論し、人々と向き合っています。その中で、人々とともに、その継承について、汗を流しています。企画調査会として、文化財保護の現場が直面している無形の文化財の保存・活用・継承への回答が「登録制度の創設」であると自信をもっていえるのでしょうか。

以上のことから、本たたき台について、ご再考いただくことを強く求めます。

ここまでの意見をまとめると、以下のとおりです。

- ・ 伝統文化や生活文化に対して、文化財として保護が必要というのは、飛躍した議論であり、その他の顕彰制度を用いることを考慮すべきである。
- ・ それらを、文化財として扱うには、何を守り（保存）、何を伝えて（継承）いくのかを明確にしていくことが必要不可欠である。
- ・ 無形の文化財は本質的に有形文化財と異なる価値づけの体系をもっており、性質上価値の高低を伴う登録制度はなじまない。
- ・ 無形文化財、無形民俗文化財には、記録選択という保護の手法があり、文化財として、何を守り（保存）、何を伝えて（継承）いくのかを明確にしている。
- ・ 無形の登録制度を進めるにあたり、文化財としての本質的な価値の見きわめに記録の作成が必要となり、記録選択と登録の何が制度上異なるのか違いが分からず、国と地方で、捉え方の違いによる混乱がおこる。

	・文化財にとっての活用とは何かを明確にしていなかったため、活用についても混乱がおこる。 ・考古学や民俗学等、個々の対象の研究は進んできたが、文化財そのものや法令・条例規則に則った行政的な文化財の研究は進んでおらず、人材もいないというのが現実である。 ・大学との連携を指摘されているが、まずは国の施策として文化財保護の実践を主とした研究を進め人材の確保を担保ができるとしたうえで財源の移譲も含めた制度設計を進めるべきである。 ・制度はあっても、それを理解し進められる人材がいなければ、国や地方のなかへの浸透は図れない。
46	2.各課題に対する対応方針 (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について ■ <具体的な方策> 6 行目(2 段落目 3 行目)「無形の文化財においても同様の取組が期待される。」について 有形文化財に登録制度が設けられていることと、無形の文化財に設けられてきていなかったことには、両者の性質が異なっていることと、時代・社会の認識の違いもあるため、そうした事情を言及せずに「同様の取組が期待される」とまとめてしまうのは丁寧ではないと考えます。この<具体的な方策>の欄でもしっかりこれまで無形の文化財に対して登録制度が設けられなかった背景（記録選択で補完する旨）を記述すべきだと考えます。その上で、記録選択と登録で異なることを次項の整理でご教示いただけますとありがたいです。 ■ <検討すべき論点>（地方の指定制度等との関係） 10 行目(4 段落目 2 行目)「将来的な国指定を視野に、」について 国指定を視野にするということは、指定を行うことが目的で文化財保護を行うと捉えられます。本来は、重要であるため保護を図る措置として指定という「手段」が機能すべきであると考えます。この表現(将来的な国指定を視野に、)をしてしまうと、指定が「目的」として捉えられますので、望ましいあり方ではないと思います。この部分の記述を除去することを希望します。 (2) 多様な文化財の保存・活用について ■ <具体的な方策>（生活文化等） 11 行目(3 段落目 3 行目)「無形の文化財の登録制度の活用など」について ここで重要な内容は、生活文化等の分野ごとに実態を調査し、文化財保護法上の適切な保存・活用について検討・実施していくことであり、無形の文化財の登録制度の活用はあくまで例示であると読むことがふさわしいと考えました。指摘をされた先生の意見としても、無形の文化財の登録制度の活用が前提にあるのではないのではないかと考えられますので、この部分（無形の文化財の登録制度の活用など）の記述を除却することを希望します。もしこのまま掲載する場合は、指摘をされた先生の真意を確認していただきたいと考えます。

■ <具体的な方策>（生活文化等）25 行目(5 段落目 5 行目)「適切に文化財保護の体系に取り入れていくことが必要」について

現在の文化財保護法の体系上、生活文化に関しても、無形文化財・民俗文化財において、調査研究の蓄積や関係者間で合意形成の整ったものは5頁に記載のとおり、指定等を行うとともに、文化財保護法の体系に取り入れていることかと存じます。7頁のかっこ書きで記載しているとおり、無形文化財と民俗文化財にまたがる部分について問題視されているならば、制度の体系を見直す話につなげるのが自然であり、無形文化財の登録制度の創設とつながらないと思います。少なくとも、「適切に文化財保護の体系に取り入れていく」という表現はふさわしくないと思います。

■ <具体的な方策>（現代アート作品）4 行目「より柔軟に対応する」について

現代アート作品と地方登録で議論する生活文化等と混合でまとめられているのでわかりにくいだけでなく、特に現代アート作品に関しては、明確な方向性もよくわからない記載になっている印象です。そもそも現代アート作品が海外流出することに何が問題なのでしょうか。海外で評価され、販売されることで作品として成立するとともに、日本文化の形成に寄与するという観点もあります。登録有形文化財(建造物)制度との比較で登録有形文化財(美術工芸品)も話題に持ってくることや、地方登録の話題と混合させるといった現状の記載の仕方です。仕事を進めるのではなく、現代アート作品の話題単独で必要性や現状分析、今後の在り方について整理された上で意見募集して下さるようお願いします。

（3）地方公共団体における登録制度について

■ <検討すべき論点>（地方登録を促進するための取組）「地方公共団体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切と思われるものがある場合には、国に対して、登録の提案ができるようにすることが適当である。」について

地方公共団体が地方公共団体の権限で地方公共団体の登録原簿に登録することは、地方公共団体の風土や固有の歴史的背景などによる要素も大きいので、国の登録の観点とは異なると思われます。つまり、市民の宝と国民の宝という違いで、A 市民にとって登録すべき価値のものと、B 市民にとって登録すべき価値のものは異なりますが、国の登録になれば A 市民も B 市民も登録すべき価値のものであるという必要があると考えます。この事情から、地方公共団体における登録と国における登録で意義は異なっているべきで、国に対して登録の提案ができることをすすめる理由にはならないものであると考えます。また、この記載では、ますます「手段」である保護制度が「目的」化すると思われますので、もっと制度設計を後世の負担とならないように考えていただくと幸いです。

■ <検討すべき論点>（地方公共団体の体制充実）「地方公共団体における文化財の各分野の専門人材の不足が課題になるとの指摘が多い」について

地方公共団体における専門人材の確保は危機的状況にあるため、課題認識は理解できますが、ここで検討すべき論点として、この人材不足に対する対処法として地方登録の法整備化であるべきが筋の通った話になると思いますが、そういった結論が出ているように読めません。人材が整っていないのに、地方公共団体における登録制度の法制度化をするのでしょうか。登録制度の法制度化よりもまずは人材育成の整備が必要だと思えてなりません。

	3. 今後に向けて ■（地域の取組への期待）4 行目「今回検討した地方登録の枠組みを組み合わせながら」について 地方公共団体では、地域計画の策定すらままならないところが非常に多いかと思います。さらに、文化財の個別計画を策定することを考えると、地方に対する負荷が非常に高くなっていると思います。この状況でさらに期待を上乗せするだけの表現で留めるのは理解ができません。内容を改められることを期待します。
47	1. 文化財を取り巻く現状と課題 <現状> 1 ページ 5 行目以降及び注釈 1 文化財保護法により一定の定義が示されている文化財という用語について、その定義の範囲外を含んだ形で用いるのであれば、注釈という形ではなく、本文のなかで、その再定義について触れるべきではないでしょうか。 1 ページ 17 行目以降 新型コロナウイルス感染症に起因する文化財の継承に関する状況は近年の特殊な状況を取り上げたものであり、23 行目以降の状況説明のほうが、より一般的で前段にくるべき現状分析ではないでしょうか。 2. 各課題に対する対応方針 （1）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について <必要性> 2 ページ 32 行目以降 結論として、恒常的な制度である登録制度の創設を導くのであれば、今般のコロナ禍は事例の1つとしたうえで、社会的制約によって継承が十分に行われない状況があるなど、問題を一般化したものとして捉える必要があるのではないのでしょうか。 （2）多様な文化財の保存・活用について <必要性> 6 ページ 12 行目以降

	(現代アート作品)が取り上げられていますが、とりわけ現代アートを個別に扱う理由はなんでしょうか。 文中では国際的な評価に価値基準を置いているように見受けられますが、これは必ずしも日本の時代背景、人々の生活や風土との関わりといった文化財の要件を前提としていないものと推測されます。23 行目からの文中にある「～慎重な議論を要するといった指摘」については、現代アート以外の分野においても必ず問題となる事柄かと思いますが、どのように対応されるのか、他の事例にも触れる形でお示し頂ければと思います。 以上
48	2. 各課題に対する対応方針 (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について、(2) 多様な文化財の保存・活用について 「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化を生活文化として、その振興を図る」とともに「これらの分野に係る文化財についても、その保存・活用の必要性についての認識が高まっている」こと、そして「令和 2 年初頭から急速に世界に広まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により」「その継承にも大きな影響を及ぼしている」こと(たたき台「1. 文化財を取り巻く現状と課題」<現状>)から、「ユネスコにおける無形文化財保護条約の発効」、「我が国から 21 件の無形文化遺産が代表一覧表に登録されている」ことを踏まえて、「無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度」(たたき台「2. 各課題に対する対応方針 (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について (必要性)」)を創設するという案に全面的に賛成するとともに、「生活文化」の具体的内容の一つとして「温泉文化」を明示され、「茶道、華道、書道、食文化、温泉文化その他の生活に係る文化を生活文化」とされることを強く希求します。 理由は以下のとおりですが、温泉文化とその主要な担い手である旅館業とその関連産業ならびに主要な展開の場である中山間地域は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な被害を被っており、温泉文化を支える事業ならびに地域は危機的な継承状況に直面しています。その克服のためにも、生活文化としての再評価とそれに基づく保存・活用の法的措置を強く求めます。 1. 清冽な水と火山からなる我が国は世界有数の温泉大国であり、温泉の利・活用は我が国国民生活に深く根ざしています。温泉法等で厳格に定義された多様な成分や温度を有す源泉が日本各地にあまた分布し、効果・適応症や楽しみ方もまた多種多様です。 2. 『古事記』『日本書紀』『出雲国風土記』から温泉(湯)の記述は始まり、今日、温泉宿泊者は年間 1 億 3,000 万人を数え、入湯税は 200 億円を超えています。また、温泉入浴はインバウンド目的の第 4 位に上げられており、第 1 位の日本食、第 2 位の景色・景観も温泉地での楽しみの主要要素となっています。

3. このように、私たちが、その風土性から温泉を好み、海外からも温泉の国と見られていることは、「無形文化遺産の保護に関する条約」第2条第2項に上げられる5つの分野（Domain）のうち、特に日本列島固有の「自然及び万物に関する知識及び慣習」及び日本国民固有の「社会的慣習、儀式及び祭礼行事」に対応すると考えられます。さらに温泉の場では日本固有の様々な「芸能、口承による伝統及び表現、伝統工芸技術」が具現され、継承されてきました。温泉地は最も日本的な文化的景観地であり、我が国における温泉利・活用は固有の生活文化として根付いています。

4. さらに日本の温泉入浴の方法つまり「洗い場で汚れを落とし、かけ湯をして、静かに浴槽に入り、じっくりと浸かり、温まり、温泉成分を身に沁み込ませる」という作法は、我が国においては当然の作法ですが、世界的には少数派です。ドイツのバーデン＝バーデンやチェコのカルロヴィヴァリをはじめ海外の多くの地域では浴槽は洗いの場であり温まる場ではありません。入浴成分はシャワーで洗い流されてしまいます。私たちはあまりにも当たり前と考えていますが、浴槽に浸かり温まるという入浴作法自体が日本固有の生活文化です。それほどまでに温泉文化は生活文化として定着しています。

5. こうした日本固有の温泉入浴は「ケ（褻）」と「ハレ（晴）」からなる日本文化、特に祭りの構造と符合しています。ケ（褻）と呼ばれる日々の生活・生業が積み重なると心身の疲れが溜まります。この状態をケガレ（褻枯れ）と言います。洗い場で汚れを落とし、かけ湯をして、静かにお湯に浸かる営みは、ケガレを止めて聖なる力を招き入れる清めと慎み（忌み）に当たります。清らかな湯が効能成分と温かさをもたらします。人々は癒され、ハレ（晴れ）がもたらされます。しかし、これだけでは興奮状態です。ケ（褻）つまり日々の生活・生業に戻る営み（ナオラヒ＝直会）の場が必要です。最も一般的な形が共食、地域に根ざした飲食です。我が国食文化の一端がそこにあります。

6. 人々は逗留を続けて清らかで温かな温泉と共に地域の自然や景観、様々な芸能を楽しむことで地の総合的な力をいただき、自然との一体化を通して心身の疲れを癒して日常の生活・生業、ケ（褻）の世界に帰っていきます。そうした営みが温泉地に旅館を不可欠の存在として生み出し、旅館を核としたまち、独特な文化景観地を成り立たせてきました。また、人々は温泉からケ（褻）の世界に戻るにあたって、温泉饅頭をはじめとするお土産を持ち帰りました。それは、あたかも寺社でいただく御札や御守を想起させるほどです。

7. この全体像こそ日本固有の「生活文化」としての「温泉文化」であると考えます。

	8. しかし、気候変動による地球の温暖化、豪雨・河川氾濫・地すべり、地震等の災害が頻発・巨大化している中で温泉源・温泉街の維持・保全は緊急を要する重要課題となっています。加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大により温泉文化とその主要な担い手である旅館業とその関連産業ならびに主要な展開の場である中山間地域は存亡の危機に晒されています。 上記の観点から、「書道や日本酒等」(たたき台「2. 各課題に対する対応方針 (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について〈具体的な方策〉」) 同様、「保存・活用の担い手や対象等」を明確にするとともに「ユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しする」ためにも、「温泉文化」を「生活文化」の主要な要素として明示、位置づけられ、新型コロナ感染症の感染拡大によってもたらされている温泉文化の主要な担い手である旅館業とその関連産業ならびに主要な展開の場が文化財保護法によっても守られることを強く希求します。
49	審議まとめ(たたき台)の個別事項に対する意見を述べる前に、一部重複する点もあるが、まず包括的に下記5点を意見する。 ① 無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の創設、多様な文化財の保存・活用、地方公共団体における登録制度などについて検討されているものであり、抜本的な法改正に繋がると解する。しかしながら、時間をかけた十分な議論、調査、周知や意見集約を行っているとは考えられず、仮に次国会において法の改正を目指しているのであれば、非常に拙速であると言わざるを得ない。 一部少数の関係者へのヒアリング、1ヶ月にも満たないパブリックコメントに加え、様々なタイプの地方自治体(文化財が多くあり観光資源となっている自治体のみではなく)や、現に後継者育成に困窮している団体、保存価値がありながらも所謂「金を稼ぐこと」は困難である文化財の所有者などへも、広くヒアリングを行うなど丁寧な対応を求める。 ②文化財の指定や登録等は、専門家による綿密な調査、文化審議会における調査・審議を通し、それぞれの文化財が法第2条に定めた6つの類型で言及している「・・・価値の高いもの」もしくは「・・・理解のために欠くことができないもの」なのか本質的な価値を見極め行われていると解する。 今回提示された内容には、そもそも歴史が浅く学術的な蓄積が十分でない文化財や価値付けが定まっていない文化財(生活文化や現代アート等)までを、法による保存・活用の対象として明確に位置付けており、現行法の考え方を根本的に変更するものである。「文化財」は国民が何を文化財として認識し、どの範囲の文化財を法制度に従って保護すべき対象として考えるかによるべきであると考えるが、国民の認識が審議まとめと合致しているのか疑問がある。

③文化財として位置付けるとことは、国民共有の財産として保存・活用する責務が生じると解する。

そのためには、まず、それぞれの定義（風俗習慣、芸能、食文化、書道、茶道、華道・・・）と評価基準を設けることが必要であるが、それが可能であるのか疑問がある。

加えて、国民共有の財産として適切に保存・活用するためには、補助金増額などの財政的支援、文化財を保存・活用のための人的支援は必須である。現在、少子高齢化などによる地域における文化財の担い手の不足、資金不足は深刻な問題である。財政的・人的な支援をはじめ様々なサポートをしていくことの確約なくして、登録や指定等の数を増やすことは、制度上の欠陥と言わざるを得ない。

④市町村における登録制度は、個々の市町村を取り巻く様々な事情や歴史的背景、文化財に対する考え方などを踏まえ、独自に創設され文化財保護に取り組んできたものである。

法による「できる規定」であっても規定を定めるのであれば、市町村で守るべき文化財の在り方など市町村での文化財保護全般の在り方の細部について、国が関与することになるものであり、地方自治の考え方からも丁寧な検討が必要である。

⑤緊急文化庁長官調査にあたっては、期間を十分に取り、目的、手法、対象などをしっかりと示していただきたい。新型コロナウイルス感染症の影響によりその継承に課題を抱える無形の文化的所産については、実施できていないわけだから現地調査は困難である。適切な調査方法について御一考いただきたい。

また、調査を「担い手からの要望を踏まえつつ」行うとしている意図が不明であるが、調査対象についても、今後の指定や登録等のあり方についても、文化財の本質的な価値以外の諸々の事情に左右されず見極めるべきである。

（以下、分類に基づく意見）

1 について

文化芸術基本法で茶道、華道、書道などの生活文化の振興を図ることとされていることは確かであるが、「振興を図る」ことと、文化財保護法に位置付けて「保存・活用」を図ることとは別問題である。特に「保存」の部分に関して、流派間の差異が大きく、また流派に属していなくても国民生活に根付いた多様な茶、華、書がある中で、保存すべきもの・部分が何であるか、明確になっているとはいえない。こうした現状で、これらを文化財保護法の対象に含めることは時期尚早である。茶道、華道、書道などは、従来どおり文化芸術基本法によって振興を図ることで十分であるとする。

1 について

「過疎化や急速な少子高齢化等による担い手不足等といった地域における文化財の継承に関する課題」という現状認識は妥当である。その解決策は、担い手の増強を図ることと、真に継承が必要な文化財を厳選することを両輪とすべきであり、論理的帰結としても当然と考える。ところが、「審議のまとめ」では継承すべき文化財を生活文化や価値づけが定まっていない分野にまで拡大する議論となっている。現在、文化財として価値付けが定まっている文化財を継承していくだけでも担い手が不足している中で、さらに継承すべき文化財の保存・活用すべき分野などについて十分な議論もなく種類や数を増やしていくという方針は、到底納得できるものではない。もしもこのような方針を採るのであれば、同時に担い手となる人材を急速かつ大幅に拡大する必要があるはずだが、「審議のまとめ」においてその策は全く示されていない。

2 について

食文化のように、食材、調理用具、調理技術などの移動によって地域的限定を超えて国際的に伝播することが可能な文化や、個人的な創意工夫で無限の変化の可能性に開かれた文化を文化財として取扱うことには慎重であるべきである。文化財保護法の「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」「公共のために大切に保存」すべきものが現行の食文化のどの部分であるのかをまずは明確にすべきである。文化財保護法の対象となるべきものは活用のみならず保存が前提である。そもそも食文化の何を保存すべきなのかを誰もが納得できる形で示すことができなければ法の対象とするべきではない。

2－（１）（３）について

登録文化財と指定文化財との関係については、国登録であっても市町村指定が行われた場合には解除されることとなっており、地方指定制度が優先し、登録はあくまでも指定制度を補完するものとされている。しかしながら現実には国指定を視野に入れた国登録が行われており、市町村指定や都道府県指定よりも手厚い補助制度も整っていて、国登録が国指定への近道になっているという実態がある。今回、文化財保護法上で地方公共団体までを含めた登録制度が位置づけられることになれば、国・都道府県・市町村の指定文化財と登録文化財の関係はさらに込み入ったものとなり、結果として地方指定の意義がさらに薄れていくことが予想される。法による登録制度の整備とそれに伴う補助メニューの創設が地方指定の意義を小さくする方向に作用している現状を直視して、国と地方公共団体、指定と登録制度のふさわしいあり方を再考すべきである。

2－（２）について

最近成立した無形の文化財や比較的最近制作された美術品は、評価が定まっていない以上、「未来の日本文化にとって大切なもの」であるかどうか自明ではない。保存すべき価値が明らかにされ、国民に共有されていない以上、保存を前提とする文化財保護法の対象とすることは不適当である。

2－（２）について

書初めと七夕を例として行事に国が更なる支援を行うとしているが、いずれも起源は古いものの、全国に広く普及し、現在一般化している姿は近代の学校教育によるものであり、例として不適当である。

2－（２）について

現代アートの多くは、アートマーケットの存在を前提として、グローバルに流通する作品として製作されており、世界市場を背景とした評価によって価値づけられているものである。グローバルなアートマーケットと作品の評価、価値付けとは表裏一体で切り離すことができない以上、海外流出や散逸は悲観すべき事態ではない。こうした状況を見無視して、制作から相応の時間を経過していない作品について、文化財とすることで移動を国内に制限したり、アート市場から隔離して公共財として扱いこうとしたりすることには疑問がある。

2－（２）について

茶道、華道、書道のような生活文化については、複数の流派が存在している一方で、流派横断的な学術的な調査・研究の蓄積が少なく、客観的な定義や評価に馴染まないため、文化財として扱うことは困難であると考えられる。文化財保護法の対象となるべきものは活用のみならず保存が前提であり、そもそも茶道や華道、書道の何を保存すべきなのかについては学術的にも、国民意識の上でも合意が形成されているとはいえず、現時点では明確に示すことは困難であると思われる。したがって、現状でこれらを文化財保護法の対象とすることは時期尚早である。

2－（２）について

茶道、華道、書道などが文化財となるのであれば、囲碁・将棋、詩吟、剣舞、大正琴、手芸、俳句・短歌等々あらゆる文化活動、さらに柔道、剣道、居合道等のスポーツまでが文化財となる可能性がある。これらのものの重要性について優劣を客観的に評価できる基準を設けられるとは思えない。こうして際限なく文化財の範囲が拡大していくなれば、現状の文化財保護法の対象となっている文化財（６類型）は広大な文化財の海へと没し、従来のような適切な保存活用は困難になるものと危惧する。

	2－（３）について 保護対象とする文化財の際限なき拡大方針の中にありながら、「文化財の保存・活用」のように保存と活用を必ずセットで語るとは、人材・予算等に限りがある中にあっては、観光等の活用に適した「金を稼げる」文化財が価値の高いものとなり、そうでない文化財は保存すらあやうくなることが想定される。 2－（３）について 地方公共団体の文化財登録制度は、それぞれの地域の実情に応じて既存の文化財保護制度では捕捉できない課題を解決するために導入された経緯があり、自治体ごとの多様性こそが価値である。その内実、地方公共団体として域内に所在する文化財を認知していることを示すために把握できた文化財の全件を登録している事例から、国に準じた緩やかな規制と積極的な活用を推進するための登録まで幅広く、補助金制度上の扱いも様々である。一方で、文化財保存活用地域計画の制度化によって、「〇〇遺産」のような、従来の文化財の６類型に当てはまらない独自の文化財類型を市町村が独自に設ける取組が進みつつある。このような状況下で地方公共団体の文化財登録を文化財保護法で位置づけることは、従来の登録制度や文化財保存活用地域計画が実現してきた市町村独自・住民目線の文化財の掘り起こしとその保存活用を進める流れに反するものと危惧する。もしも法に位置付ける場合には、事前に地方公共団体の意見を十分に聴取した上で、既存の市町村独自の取組を維持できるような枠組みとすべきである。 2－（３）について 登録文化財の拡大や生活文化の扱いなど、文化財保護法の対象が急速に拡大されれば、地方公共団体の文化財保護行政担当課の業務は混乱を来すことが予想される。特に、生活文化については、生業や趣味として関わる人口が大量である一方で、これまで文化財として扱われておらず、事務執行の参考となる情報の蓄積も少なく、対応に苦慮することが予想される。法改正以前に国が十分な調査を行い、文化財としての保存・活用に馴染むものか検証することや、基礎的な情報を公開することが必要である。また、体制充実のために「域内の大学との連携」が挙げられているが、大学の分布は地域的に大きな偏りがあり、都市部以外の地方公共団体では連携は難しい。国として、域内の大学の有無や数という地方公共団体の文化財保護行政にとって外在的な条件に左右されない、普遍的な対策を講じるべきである。
50	1. 文化財を取り巻く現状と課題 ●無形文化財の現状 ・各個認定と団体の総合認定の制度は、現在工芸技術と芸能の二分野があり、若干異なる状況で制度運用が行われている。

- ・芸能は、「雅楽」や「能楽」、「文楽」など古典芸能を中心にそれぞれが独立した総合舞台芸術であり、それぞれ指定要件を定めて団体としての総合認定を行い「型」の継承を中心に後継者の育成を実施する一方、それぞれの団体における各分野の頂点の方に対して各個認定を行っている。
- ・工芸技術は、「柿右衛門」や「結城紬」など伝承の危機に瀕した伝統的な工芸技術について、指定要件を定めて組織化した団体の総合認定を行う一方、各個認定については個人作家として日本伝統工芸展等の受賞歴を中心に評価して行うため、必ずしも団体と個人の関係はリンクしていない。
- ・現在指定されている芸能や工芸技術に欠かせない原材料や道具等の調達が多面的に難しい状況にある。原材料は様々な要因で確保が困難となり、道具等の製作についても職人の高齢化をはじめ後継者の養成が難しい状況にあることが指摘されて久しい。
- ・国は文化財保存技術としてその一部を選定し、各個認定と団体認定を併用して保存継承の取組みが行われているが、特に個人認定については伝承者養成が難しい現状にある技術もある。

●無形文化財の課題

- ・芸能の場合は、江戸時代以前の発生起源を持つ古典芸能が対象で、近代以降の舞台芸能に対しての評価や制度運用がなされていない。
- ・工芸技術の場合は、各個認定を受けたものは個人作家が多く、伝承者養成はその認定者個人に委ねられているなど必ずしも安定しているとはいえない部分がある。

総合認定についても、認定を受けている団体が必ずしも伝承者養成に成果を挙げているところばかりではなく、また全国には他にも危機に瀕した団体があるなど、課題がある。

- ・原材料や道具の問題は種々あるが、もっとも大きな要因は職人の収入が安定的に確保できるかどうかにある。
- ・一方、選定されていないものについては、現状の確認から行わなければならないものもあり、ある日突然、ある原材料ある道具の調達ができなくなり、結果として無形文化財の活動が危ぶまれる事態となる。

●無形民俗文化財の現状

- ・これまでの文化財指定は、「国民の生活の推移の理解のために欠くことができないもの」を同類のものと比較検討しながら評価し、保護施策を行ってきた。
- ・文化財指定によって、消滅の危機にあった貴重な伝承が存続に寄与することにつながるなど一定の評価がある一方、その後多くの地域では加速度的に地域社会が壊れており、国などによる一方通行の保護施策では保存継承が図れない事態となっている。

- ・現在、無形の民俗文化財はユネスコ無形文化遺産を頂点に、国指定、都道府県指定、市町村指定があり、価値の序列を作り出している。
- ・本来、民俗文化財はそれぞれの地域で大切に守り伝えられてきたもので、地域の人々にとって地域で行われている祭礼や年中行事が一番重要であり、価値に上下はない。今回の国登録制度がこれまでのような形で導入されるのであれば、その序列をさらに増加、補強することにつながりかねないと危惧する。

●無形民俗文化財の課題

- ・現在行われている祭礼や年中行事等のすべてをこれからも伝承していくことは難しいという認識に立ったとき、何を保存継承し、逆に何をしないのかという判断が問われる。
- ・伝承を担うのは地元であり、地域であり、それを支える基礎自治体であることを念頭に、現在多くの自治体で策定しつつある文化財保存活用地域計画とリンクしながら、地域の意思（意向）に寄り添う制度設計が求められる。

- ・価値の序列の助長につながる制度設計ではなく、全国の民俗文化の地域性や多様性を広くゆるやかに認知できるような制度が望ましいと考える。

●現代アートの実状

- ・登録文化財は、文化史的意義、学術的価値および歴史上の意義を有するものが対象とされている。
- ・しかしながら現代アート作品の価値は、作品の造形的特徴や歴史的・美術史的意義といった、通常の美術工芸品の評価軸とは異なる価値判断が必要となる。すなわち、その作品のコンセプトや、その作品が伝えようとしている内容に重きが置かれており、それは哲学的、美学的、あるいは認識論的内容を含む場合が少なくない。
- ・このような作品を、通常の美術工芸品と同様の評価軸で評価すること難しく、文化財としての評価手法や保護すべき範囲について、関係者の間で合意が形成されているとはいえないことについては、たたき台において指摘されている通りである。
- ・またそれゆえ、文化財としての評価を下せる人材が、文化財部局にいない。博物館の学芸員などは文化財行政を本務とする立場ではない。文化財登録を進めるのであれば、現代アートを、そのコンセプトや意味内容、意義を含めて理解、評価することのできる専門家を、文化財部局に指定担当者として配置することが必要と考えられる。

●文化財登録と現代アートの価値評価の課題

・あいちトリエンナーレの事例が示すとおり、現代アートへの文化財登録は、いわば国による価値判断を与えることにつながり、その行為は自由な芸術活動を制限することにつながる懸念があると同時に行政としては不適切と評価されかねない作品を登録する危険性もある。

・また、現代アートは、高価な価値を持ち、コレクターによって市場原理の中で活発に売買されるという点において、通常の文化財と著しくその性格を異にしている。高い価値を有するものの、海外流出を防ぐ必要性が謳われているが、文化財登録を通じて市場での売買を制限することが果たして適切であるのか、検討する必要がある。

●登録された文化財の保存方法の課題

・現代アート作品は、通常の文化財では用いられない多種多様な素材、支持体が使用される。その素材、支持体は、そもそも長期に保存することを前提とされていない物が多い。

また、経年劣化で作品のありようが変化することも含めて作品の一部とされるものも少なくない、こういったものを、通常の文化財の保護施策から対処することは困難である。

・「何を守るのか」を十分に議論し、登録した文化財をどのように保護するのか、しっかり吟味して制度設計する必要がある。

2. 各課題に対する対応方針

(1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

●無形文化財の対応方針

・現在の制度運用は種々課題があるものの概ね安定しており、新たな登録制度がどのような基準で導入されるのかという点が具体的でないものの、単に混乱を持ち込む状況に終始すると思われ、導入すべきでないと考える。現用の指定制度の充実を図ることで、課題に対応することが望ましいと考える。

・原材料や道具の問題はこれまで久しく指摘されてきたことで、今後も文化財保護法の改正はじめ現行の制度拡充で対応することは限りなく難しく、それぞれの産業をどう支えるかという抜本的な問題にいきつくと考えられる。経済産業省はじめ関係機関との連携を念頭に、産業を守ることが文化を守ることにつながるという視点が重要なのではないだろうか。

●無形民俗文化財の対応方針

・国登録制度は、指定のように特定の保存会によって行われる特定の事例に対して行うのではなく、全国で広く行われているものや特定の地域（都道府県をまたぐ広域のエリア）で行われているものに対してゆるやかな網を掛ける制度設計が望ましいと考える。

- ・ 実際、全国または広域のエリアで同種の祭礼や年中行事等が行われているものが多い。一見同種の祭礼や年中行事ではあっても、それぞれ異なる部分があるなど国全体から見ると民俗文化の地域性や多様性を示す貴重な伝承であることは間違いない。
- ・ 国指定が、それぞれの分野の典型的で、かつ特徴的な代表事例を選出するものであるとすれば、国登録は国内における地域的な広がりや地域的な特徴を示す方向の制度が望ましい。
- ・ 近年、ユネスコ無形文化遺産に登録された「山・鉾・屋台行事」や「来訪神」は、すでに国指定になっているものをグループ化して価値付けを説明した。しかし、実際には国指定になっていない同種の行事が全国に点在しており、地域の重要な伝承として行われている。また、その多くは、市町村の文化財保存活用地域計画に位置付けるなど、地域が今後も保存継承を図っていくことを明確にし、地域の宝として位置付けている。
- ・ こうした地域が「地域の宝」として保存継承を明確しているものなどに対し、国が条件を定め、ゆるやかな網掛けとなる保護施策を行うことで国と地方自治体が連携して一層の保存・活用をめざす。
- ・ 登録に際しては、「山・鉾・屋台行事」や「来訪神」などすでに連絡会組織があるものはそれらの会への加盟を促すとともに、組織がない場合は組織化を図ることを促し、加盟団体が都道府県や市町村の枠組みを越えた横のつながりをもって、お互い情報共有を行うことができるよう一層の保存・活用をめざす。

●現代アート作品等多様な文化財の対応方針

現代アート作品等多様な文化財の保存と活用には、慎重に検討すべきことが多く、登録制度を急ぐのではなく、行政として現代アート等に関与すべきであるのか、調査研究する必要がある。

（３）地方公共団体における登録制度について

京都府では京都府文化財保護条例第 52 条に次のような条文を設けて京都府指定文化財に準じた保護施策をとっている。

（登録等）

- ・ 第 52 条 教育委員会は、府の区域内に存する文化財で法又はこの条例の規定に基づき指定された文化財以外のもの(以下「指定外文化財」という。)を台帳に登録し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができる。
- ・ また、「京都府登録文化財に関する規則」(以下規則)を定め、「府の歴史、文化又は自然を理解し、その地域の特性を考えるために必要な文化財を京都府登録文化財(以下「府登録文化財」という。)として登録することができる。としている。」
- ・ 京都府登録文化財の種別には、有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物がある。(規則第 2 条)

- ・京都府登録文化財台帳に登録するには、所有者等の同意をあらかじめ得た上で、京都府文化財保護審議会に諮問し、登録の答申を受けたものについて告示し登録することとしている。(規則第4～6条)
- ・京都府登録文化財の所有者、所在地、滅失・き損、現状変更、修理等については届出制を課し、また、現状変更及び修理の届出については京都府教育委員会が指導・助言ができるとしている。(規則第20～27条)
- ・京都府登録有形文化財の管理・修理、同有形民俗文化財の修理、同登録史跡名勝天然記念物の復旧、同登録無形民俗文化財の保存にその経費の一部を補助することができるとしている。(規則第30条)
 - ・京都府教育委員会は、教育委員会が行う公開の用に供するため、所有者等に府登録有形文化財・同登録有形民俗文化財の出品を勧奨することができるとしている。(規則第31条)
- ・京都府登録文化財は市町村が定める条例により、市町村指定文化財に指定されているものと重複して登録できる規定になっており、種々の届出規定は適用除外となることが定められている。(規則第32条)

3. 今後に向けて

- ・国登録文化財に登録されると一般国民からは、市町村指定や都道府県指定よりも高い価値付けをされたと認識される。しかしながらその修理については国指定文化財ほどの手厚い補助が受けられるわけではなく、維持が困難となり売却され、滅失する事例も増えてきている。

京都府指定・登録や京都市指定・登録文化財はその保存のために補助制度を設けており、地域の文化財を早期にかつ幅広くに保護することに一定の役割を果たしている。

今後国登録文化財制度を無形文化財・無形民俗文化財に拡充することを目指すのであれば、登録制度に対する補助制度の拡充が必要である。

また、地方指定・登録との重複の登録を認めることとなるのであれば、所有者等にとってより有利な制度を選択できる仕組みが必要である。国登録になったがために、府登録の補助制度が使えなくなるのでは、所有者等の理解は得られないとみられる。

市町村にとっても文化財保存活用計画を作成して国登録に推薦ができるようになって、補助制度がなければ大きな労力を伴う地域計画作成作業に見合うインセンティブとはならない。

- ・現代アート作品を含む多様な文化財については、そもそも担当できる人材が育っていない。国・地方・大学が連携してこうした多様な文化財を担当しうる人材の育成が急務である。

	その上で、制度として多様な文化財を担当しうる人材を配置することを義務化することも重要である。地方公共団体は行政改革の中で定員削減を迫られ、文化財の専門職員を配置できない団体も市町村を中心に多く存在している。人口・予算規模等から文化財の種別ごとに最低限配置すべき人数を示して必置義務とするなど地方公共団体が新たな文化財に対応できる人員を確保する根拠を国が示す必要がある。 また、多様な文化財はその所在把握や特性の把握もできていなければ、保存活用の方法も確立してはいない。まずは国において所在調査、文化財の種別ごとの特性の調査・研究、保存活用方法の研究・開発を行って、地方公共団体の文化財担当者への研修を実施していただく必要もある。 新しい文化財の枠組みをお考えなのであれば、それを運用する地方公共団体が置かれている現実を基に、実現可能な枠組みをお考えいただきたい。
51	(2.-(2)について) 今回、第2次世界大戦以降の美術作品を「現代アート作品」として、積極的な保存・活用を図ろうとする方向性は大いに評価できる。近年、日本の戦後美術がアメリカなどから注目され、1960年代や70年代の日本における美術動向が有力美術館などで採り上げられることで急激に国際的な評価が高まったことは記憶に新しく、その次の段階として、1980-90年代への注目も高まっていることから、そうした年代の優れた作品を日本国内の美術館に蓄積していくための仕組みが不可欠であり、緩やかな保護措置でありつつも相続税の納税猶予の対象となる登録有形文化財制度を活用していくことは合理的な方向性と考えられる。 以上、よろしくお願いいたします。
52	1について P1の1段落目の文言を注釈1にある広義の文化財にまで当てはめることは、「文化財保護法上価値付けが定まっていない」あるいは、「学術的な蓄積がまだ十分ではない」ものも「確実に次世代に継承していく」必要があるということになる。さらに価値が定まっていないものまでを「国民の責務」として保存していくことになるが、こうした考え方に理解が得られないのではないか。文化芸術基本法の中で位置づけるべき内容であると考ええる。 1について 「生活文化など現時点では文化財保護法上価値付けが定まっていない分野」、「学術的な蓄積がまだ十分ではないと考えられてきた文化財」については、P5（生活文化）に示されているように多様でかつ変化が激しい。こうしたものを文化財保護法の中に位置付け登録していくのであれば、どの視点で文化財と考え、登録文化財とするのかといった基準のようなものも法案とともに示す必要がある。具体的に事務を行う際の線引きがないと、生活文化という非常に大きな括りを対象とすることになる。 文化財としての評価基準を示すことが難しいのであれば、市町村が策定する文化財保存活用地域計画の中に位置付けたものに限るなどの線引きが必要ではないか。

	1 について 「生活文化など現時点では文化財保護法上価値付けが定まっていない分野」や、「学術的な蓄積がまだ十分ではないと考えられてきた文化財」について、多くの地方公共団体では評価をしたり、保存活用について適切な取組を行える体制にないと思われる。 今回の法改正に関連して令和３年度新規予算事業となっている「緊急文化庁長官調査」の事業では「担い手等からの要望も踏まえ」て調査を行うとされている。登録やその後の保存活用に当たっても「担い手の等からの要望」を考慮して事務を行うことになるかと推測されるが、多くの要望に係る調査や保存活用に関する事務が発生することが想定される。 地方公共団体の体制が整っていない状況で事務の対象となる文化財が増加する懸念がある。地方公共団体に大きな負担を強いる可能性がある法改正となるので、事前に地方公共団体の意見をよく聞くべきである。 1 について 狭義の文化財における喫緊の課題は、少子高齢化による担い手不足により保存、継承が危機に瀕しているということである。この課題に対して広義の文化財まで文化財保護法の対象に含め、登録文化財としていくことが解決に結びつくというイメージが湧かない。具体的な根拠を示してほしい。 提示された考え方では「今、目立つもの」、「声の大きい団体によるもの」が優先されてしまい、地味であるが地域にとって重要と思われる文化財が置き去りにされてしまう懸念がある。 また、前述のとおり生活文化を含めたかなりの数の文化財が登録となることは、逆に、登録文化財の価値が下がるという懸念がある。長期的に見た場合、制度の形骸化に結び付く可能性があるのではないかと。
53	1.文化財を取り巻く現状と課題 ● p 1 注記 1 について、本企画調査会では文化財保護法で定義される「文化財」を超え、広義の「文化財」について議論することだが、その必要性に関する説明が不十分である。文化財保護法の定義に基づいて都道府県・市区町村も各地方の文化財保護を行っているが、その枠組みを超えた議論になるのならば、必要性について誰もが理解できるように、丁寧な説明をしていただきたい。 ● p 1 の 2 8 行目～p 2 の 6 行目について、新型コロナウイルス等により様々な文化活動は影響を受けているが、特段、文化財行政の枠組みの中で検討をすべき課題ではない。あくまで文化や文化芸術分野における課題であるため、明確に分けた議論をお願いしたい。地方公共団体では、生活文化分野は文化芸術基本法及びそれにぶら下がる各地方公共団体の条例に基づき、文化振興を担うセクションが所管して適切に対応しているため、文化財の定義を広げてまで文化財セクションで対応する必要性

は感じられない。つまり、必要とされているのは、文化財セクションにおける保存と活用（１Ｐ１５～１６行目）ではなく、文化財分野と文化振興分野との連携であるとする。文化財保護法の改正による文化財の定義の拡充ではなく、文化財と文化の連携を促進するような補助制度の拡充を行うべきである。

2.各課題に対する対応方針

（１）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

- ・ p 3の6～12行目について、制度的措置を取ったとしても存続が危ぶまれる状況に変わりはない。文化分野が担っている裾野部分を支援するならば、制度的措置ではなく、財政的措置が必要とされている、これまでも文化芸術振興費補助金において、未指定や文化財に当たらないものであっても、各地方の実行委員会の実施計画に位置付けることによって財政支援は可能であった。本補助金の緩和・拡充によって、裾野部分の支援を行うことを強く望む。
- ・ p 4の32～33行目について、建造物の登録件数に比して美術工芸品の登録件数が少ない現状については、制度の問題というよりも、美術工芸品の性質・数量の側面から、調査と物に対する価値づけを行うことが人・予算・時間いずれの面からも多大なる労力を要する作業であるためであるとする。そのため、既存の登録制度を活用するならば、地方公共団体（及び博物館施設等）に対する支援と文化庁内部の体制充実が必要不可欠である。

（２）多様な文化財の保存・活用について

- ・ p 6の32～33行目について、茶道・華道・書道・食文化などの生活文化について、現在も変化・発展している「文化」であり、そもそも「文化財」の定義として位置付けられるのか疑問である。動態の文化を文化財の枠組みに組み入れてしまうと「適切な保護措置」を講じることになり、今後も発展・変化の余地のある生きた文化の伸び代を阻害してしまう恐れも指摘できる。そのため、「文化財」の枠組みではなく、これまで同様「文化」の枠組みのなかで、行政はさらに手厚い支援を行うことが求められているとする。
- ・ p 6の13～14行目について、文化財保護法で規定する有形文化財のうち美術工芸品は、そもそも古美術を対象としているものであり、近年やっとな近代の文化財について評価を行える土壌が整ってきたと承知している。従来の「文化財」「美術工芸品」として評価するにはある程度の時間の経過と学術研究の蓄積が不可欠であり、現代アート作品を文化財保護法の対象とすることに強く反対する。
- ・ p 7の27～28行目について、そもそも現代アート作品が海外に流出することにどんな問題があるのか理解できない。海外で評価されたり、売買や寄贈によって海外の美術館等に収蔵されたりすることは、日本文化の発信の促進、日本文化の発展への寄与という観点から喜ばしいことであるとする。そもそも文化というものは、国や地域を超えて交流し、影響しあいながら、広がるものであり、国内に留置されている日本文化の発展向上に資する機会が制限される恐れがある。そのため、現代アート作品を「文化財」と捉えて保護措置を図ることに強く反対する。また、現代アートに関して何らかの課題があるならば、この議論は一旦保留とし、文化財の枠組みではなく芸術文化の枠組みのなかで議論し、再度整理したうえであらためて意見募集を実施していただきたい。

（３）地方公共団体における登録制度について

	● p 8 の 2 5 ～ 2 9 行目について、すでに登録制度を運用している地方公共団体は、各自治体における必要性を感じて各文化財保護条例に基づいて登録を行っており、登録制度を持っていない地方自治体は必要性和現実的な体制未整備によって実施していない。双方にとって、法に位置付ける必要性は薄く、拙速な結論である。 ・ p 9 の 2 3 ～ 2 4 行目について、地方公共団体はその地方における歴史や文化的背景によって、登録する文化財を決めており、必ずしも国の登録とは一致しない。そのため、国の登録制度と地方の登録制度に連続性を見出すような見解は不適切である。 ・ p 9 の 3 0 行～（地方公共団体の体制充実）について、地方公共団体の実情は、平成 3 0 年改正内容（大綱・地域計画）への対応で精いっぱいである。文化財担当者 1 名や兼務者しかいない小規模市町村は、地域計画への着手すらロードマップが描けない状態である。登録制度は、自治体が具申する制度のため、文化財所管課に今以上に過重な負担がのしかかることは容易に想像できる。そのため、国として、登録制度の法制化よりも先に着手すべきは、地方公共団体の文化財担当者（特に各分野専門職員）が不足している現状を是正するための法整備である。p 9 の 3 5 行目「域内の大学との連携」は十分に行っているが、そのような綺麗事では済まないほど、地方公共団体の内情は厳しいことを重々承知いただきたい。 ・ 「地域の实情に合わせた多様な保存・活用の取組」が求められるのならば、本企画調査会の審議の過程で地方公共団体に対して、意見聴取をすべきだったと考える。現状確認の調査・照会のみで、企画調査会の審議事項に関して説明もなく、意見も求められていない。一部の主要自治体に対する聴取をされたのかもしれないが、本審議事項は全ての地方公共団体に関わる重大事項であるから、意見を伺う機会をあらためて設けていただき、一旦保留としていただくことを強く望む。
54	2. 各課題に対する対応方針 （1）無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について 〈検討すべき論点〉 ・（地方の指定制度等との関係） →地方指定・登録から国指定・登録へとレベルアップが前提とされる書きぶりであるが、地方における指定・登録は、地域の論理（地域にとっての必要性）に基づいて行われるべきものであり、全国的なレベルの学術性等を基準とする国指定・登録制度とは、根本的に異なる性質を持っている。将来的な国指定を目指して地方指定・登録が行われると、全国水準でない部分が評価されないことになり、結果として日が当たらず、消滅することになりかねない。こうしたレベルアップの前提を認めてはならない。 ・（既存の登録制度の更なる活用） →有形登録が建造物では 1 万件を超えるのに対し、「美術工芸品の登録が 17 件であり、必ずしも有効に機能していないとの指摘」とあるが、有効に機能していない原因は、主にコレクション資料を調査するマンパワーが不足している点にある。美術工芸品の調査を進める組織について、文化庁が積極的に関与して、助言・育成せねばならないが、そのためにも文化庁における人員増員・組織の体制強化が必要である。

	(2) 多様な文化財の保存・活用について 〈必要性〉 (生活文化等) →演芸に関して、「西洋マジック」「漫才」が挙げられているが、文化財とそうでないものとの線引きが困難である。学術的評価がなじまない。現在の文化庁において、適切に評価できる基準と人員がないのに、いきなり保存・活用をめざすことは不可能かつ不適切である。 (現代アート作品) →現在の文化庁において、適切に評価できる基準と人員がないのに、いきなり保存・活用をめざすことは不可能かつ不適切である。そもそも作品の価値を高める主体は、社会なのであって、国が政策的に行うことは不適切である。海外で評価されて価値が高まるのであれば、海外に「流出」するのはやむを得ないことである。 〈具体的な方策〉 (現代アート作品) →「学術的な調査研究が進み」とあるが、誰がどのように調査するのか。調査の学術性を担保すべき人材が文化庁にはない。有形登録の美術工芸品との線引きについても混乱を生じる。また投機の対象となりやすく、さまざまな制約を課す文化財として保護するにはなじまないのではないか。 (3) 地方公共団体における登録制度について 〈検討すべき論点〉 (地方公共団体の体制充実) →域内大学との連携で人材育成・文化財保護の取り組みを推進している事例があるとの事であるが、これは国が積極的に取り組むべき政策と考える。近年、各大学は教育研究の側面からも地域連携に力を入れており、大学側の潜在的なニーズとも合致している。実現可能性が高い施策となりうると期待できる。 以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。
55	(1)無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度 かつては、暮らしの工芸として存在していたものづくりの多くには、評価が定まらず、指定されていないものがあり、現在、危機に瀕している現状はよく耳にしている。文化財指定のステップとして、無形文化財の登録がなされるようになると、関係する地域での認識も高まり、育成、普及へと繋がるのではないかと期待する。

	登録された無形文化財が変容することは、時代の流れを考えると止むを得ないものと思われる。常に記録することは必須と思われる。 (2)多様な文化財の保存・活用について (生活文化等) 文言に含まれていないが、衣服文化も含めてと考えていただきたい。 日常生活から和服文化は次第に離れており、昨今の現状をみるに、日本人が和服に親しむ機会は失われてしまうのではないかと危惧している。 日本の衣服もかなり時代によって変容しているが、それも含めて考える機会が必要である。 地域には、指定以外にもその地域独特の年中行事が残っているが、その継承者の高齢化などの課題があり、スピード感を持って対応する必要がある。 生活文化、現代美術などは、評価基準が定まっておらず、また範囲も広く、選定の基準、選定のプロセスなどは偏りがないように議論を尽くすべきだと思われる。 (地方公共団体の体制充実) 地方公共団体では少ない人員で全ての文化財を担当する場合が殆どである。今後、地域の文化財の記録、登録、指定を進めるには専門人材の確保と拡大はセットで考えねばならない。体制の充実とともに、調査方法やサポートする仕組みなども考える必要がある。
56	・ 本件の意見募集期間を 30 日未満としたのはなぜですか？（e-Gov の「意見提出が 30 日未満の場合その理由」欄に記載がないのでお聞きするもの。） ・ 7 ページの 2 4 行目の空白行は何を意味しているのですか？